

子ども未来部の概要

令和 5 年度 (2023年度) 版

函館市子ども未来部

目次

函館市の概況	1
子ども未来部機構	2～3
事務分掌	4～5
子ども未来部関係予算	6～8
附属機関・その他会議	9～15
所管施設の概要	16～17
函館市子ども条例	18
第2期函館市子ども・子育て支援事業計画	19～20
子育て支援	
1 子育て支援のための施策	21～25
2 女性・児童相談等	26～28
3 児童厚生施設	29～30
認定こども園・認可保育所・幼稚園・放課後児童クラブ	
1 認定こども園等利用状況	31～32
2 特別な保育の実施施設	33～35
3 令和5年度(2023年度)函館市保育料(3歳未満)	36
4 私立特定教育・保育施設に対する助成	37
5 認可外保育施設に対する助成	37
6 児童福祉施設に対する助成	38
7 地域放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の概要	38～39
青少年健全育成	
1 放課後子ども教室推進事業	40
2 街頭補導活動	40
3 有害図書等販売状況一斉立入調査	40
4 地域子ども交歓会への賞状の交付	41
5 青少年育成フォーラム	41
6 青少年活動表彰	41
7 はこだてキッズタウン	42
8 青少年自立支援事業	42
各種手当・助成	
1 各種手当制度	43～45
2 各種助成制度	46
ひとり親家庭に対する支援	
1 ひとり親家庭に対する支援策	47～55

母子の健康確保と増進

1 健康診査	56～58
2 健康相談	59～60
3 保健指導	60～62
4 療養援護	63～66
5 予防接種	67
6 マザーズ・サポート・ステーション事業	68
7 産後ケア事業	68

就学支援

1 奨学金制度	69
2 育英金制度	70
3 入学準備給付金制度	70
4 中学校卒業生入学準備等給付金制度	70

私学振興

1 私立学校運営助成費補助金	71
2 私立専修学校運営助成費補助金	71

施設整備

1 私立学校施設整備費補助金	72
2 社会福祉施設整備費補助金	72
3 社会福祉施設整備費等補助金	72
4 放課後児童クラブ施設整備事業費補助金	73
市内の児童福祉施設・幼稚園等の現状	74
児童福祉施設・幼稚園等一覧	75～79

函館市の概況

■位 置

函館市は、北海道の渡島半島南東部に位置し、総面積 677.87km²、東・南・北の三方を太平洋・津軽海峡に囲まれ、気候は、積雪量も比較的少なく、温暖で恵まれた自然環境を有する生活しやすい地域です。特に、函館市民の憩いの場ともなっている函館山は、この地帯を北限とする杉をはじめ、動植物の宝庫であるため、学術的にも貴重で四季を通じて自然観察ができます。

■市 勢

函館市は、安政 6 年(1859 年)日米修好通商条約により、横浜・長崎とともに日本最初の国際貿易港として海外に門戸を開き、以来積極的に外国の文化を取り入れることにより、国際色豊かな歴史と文化を育みながら、異国情緒豊かな街へと成長してきました。

開港を契機に、さらに北洋漁業の基地としての役割も加わり、東京以北最大の都市にまで発展しましたが、その後、地域を支えてきた北洋漁業の衰退や造船不況、青函連絡船の廃止、さらにはバブル経済の崩壊の影響などにより、本市の地域経済は長らく低迷していました。

しかし、平成 16 年 12 月に近隣 4 町村と合併し、平成 17 年 10 月には中核市に移行したほか、平成 28 年 3 月には北海道新幹線が開業し、まちに活気と賑わいが生まれ始め、地域経済の活性化や都市としてのブランド力を生かしたまちの魅力の向上に重点的に取り組みながら、函館再生に向けたまちづくりを進めているところです。

子ども未来部は、関係部局から業務を集約して再編後、平成 24 年に新設されました。函館のすべての子どもの育ちを総合的に支援するため、妊娠から出産、乳幼児から青少年に至るまで、子どもの健康・生活・就園就学の支援など、子どもの育成や環境整備を行うとともに、医療費助成や各種手当の支給、奨学金制度等の運用による子育て支援を行うほか、DV相談や要保護児童対策など、さまざまな観点から子どもの育成と子育て支援に取り組んでいます。

1 位置と面積

面積 (令和4年4月1日現在)	位置(市役所を中心とする)		広ぼう	
	経度(東経)	緯度(北緯)	東西	南北
677.87km ²	140度44分	41度46分	41.1km	32.8km

2 函館市の人口、世帯数の推移

(各年度4月末現在)			
区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人 口	250,205人	246,395人	242,464人
男	113,706人	112,016人	110,367人
女	136,499人	134,379人	132,097人
世帯数	141,508世帯	140,637世帯	139,798世帯

子ども未来部機構

(令和5年6月1日現在 単位:人)

				職員	嘱託・会計年度任用職員
子ども未来部長	1	子ども企画課長	1	庶務係	5 1
部次長	1			企画担当	2 1
				私学担当	2
		子どもサービス課長	1	認定・入退所担当	4 5
				サービス・給付担当	6 3
				指導監査担当	3 2
				保育料担当	2 1
		子育て支援課長	1	母子児童担当	8 7
				医療助成担当	5 2
		次世代育成課長	1	児童館担当	3
				青少年担当	5 5
				要保護児童等支援担当	9 5
				生活館	①
				児童館	㉙ 58
				母と子の家	① 2
		母子保健課長	1	母子保健担当	16 15
(福祉事務所)		子どもサービス課長(1)		認定・入退所担当	(4)
		子育て支援課長(1)		母子児童担当	(8) (7)
				医療助成担当	(5) (2)
		次世代育成課長(1)		要保護児童等支援担当	(9) (5)
		恵山福祉課長(1)		つつい保育園	7 12

※ ()内数字は兼務職員数

※ ○内数字は施設数

(令和5年6月1日現在 単位:人)

部 長	次 長	課 長	主 査	係 員	小 計	嘱託・会計年度任用職員	計
1	1	5	20	57	84	119	203

職名別・職種別職員数

(令和5年6月1日現在 単位:人)

課・係	職種	総数	子ども未来部長	子ども未来部次長	子ども企画課		子どもサービス課				子育て支援課		次世代育成課			母子保健課		福祉事務所						
					庶務係	企画担当	私学担当	計	認定・入退所担当	サービス・給付担当	指導監査担当	保育料担当	計	母子児童担当	医療助成担当	計	児童館担当	青少年担当	要保護児童等支援担当	計				
職員総数		203	1	1	12	7	3	2	27	10	9	5	3	23	16	7	88	64	10	14	32	32	19	19
職別	部長	1	1																					
	次長	1		1																				
	課長	5			1	1			1	1				1	1		1	1		1	1			
	主査	20			3	1	1	1	5	1	1	2	1	3	2	1	5	1	1	3	3	3	1	1
	一般	57			6	4	1	1	10	3	5	1	1	10	6	4	12	2	4	6	13	13	6	6
	嘱託	2																		1	1	1	1	
	会計年度任用職員	117			2	1	1		11	5	3	2	1	9	7	2	70	60	5	5	14	14	11	11
種別	医師	2																		1	1	1	1	
	保健師	19															3		3	16	16			
	助産師	1																		1	1			
	看護師	2																		2	2			
	臨床心理士	1																		1	1			
	管理栄養士	1							1		1													
	児童厚生員	59															59	59						
	保育士	11																		11	11			
	調理員	2																		2	2			
	清掃員	1															1	1						
その他(事務系)	104	1	1	12	7	3	2	26	10	8	5	3	23	16	7	25	4	10	11	11	11	5	5	

*表中の人数は実員

事務分掌

子ども未来部

子ども企画課

- (1) 子育て支援施策の企画および総合調整に関すること。
- (2) 子ども・子育て会議に関すること。
- (3) 私立学校に関すること。
- (4) 奨学金、育英金および入学準備金に関すること。
- (5) 奨学資金運営委員会に関すること。

庶務係

- (1) 部内の庶務および経理に関すること。

子どもサービス課

- (1) 子育て環境の整備に関すること。
- (2) 幼保連携型認定こども園審議会に関すること。
- (3) 保育所および幼保連携型認定こども園の設置認可等ならびに地域型保育事業等の認可等に関すること。
- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に関すること。
- (5) 子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付等および子育てのための施設等利用給付ならびに特定教育・保育施設等の確認等に関すること
- (6) 認可外保育施設の届出等ならびに指導および監査に関すること。
- (7) 保育士等の研修に関すること。
- (8) 保育所保育料等の決定および徴収に関すること。
- (9) つづじ保育園の管理に関すること。

子育て支援課

- (1) 子育て支援に関すること。
- (2) 配偶者等からの暴力の防止に関すること。
- (3) ひとり親家庭等医療費助成に関すること。
- (4) 子ども医療費助成に関すること。
- (5) 母子福祉資金等貸付金事業に関すること。
- (6) 遺児手当に関すること。
- (7) 母子生活支援施設および助産施設の設置認可等に関すること。
- (8) 母子生活支援施設および助産施設の運営指導に関すること。

次世代育成課

- (1) 次世代育成支援に関すること。
- (2) 要保護児童対策に関すること。
- (3) 児童館に関すること。
- (4) 母と子の家および生活館に関すること。
- (5) 桔梗福祉交流センターに関すること。
- (6) 放課後子ども教室推進事業に関すること。
- (7) 放課後児童健全育成事業に関すること。
- (8) 青少年活動の推進に関すること。
- (9) 青少年補導センターに関すること。
- (10) その他子どもの健全育成に関すること。

母子保健課

- (1) 母子保健に関すること。
- (2) 定期の予防接種(成人男性の風しん、インフルエンザおよび高齢者の肺炎球菌感染症に係るもの除去)に関すること。
- (3) 児童福祉法に基づく療育および小児慢性特定疾病に関すること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(育成医療に限る)に関すること。

福祉事務所

子どもサービス課

- (1) 認可保育所等の入所、退所等に関すること。

子育て支援課

- (1) 母子家庭、父子家庭および寡婦の福祉に関すること。
- (2) 児童扶養手当、児童手当および子ども手当に関すること。
- (3) 母子生活支援施設および助産施設の入所および退所に関すること。
- (4) 母子・父子相談および女性相談に関すること。
- (5) その他母子および父子の福祉に関すること。

次世代育成課

- (1) 家庭児童相談に関すること。

恵山福祉課

恵山支所の所管区域内の次に掲げる事項(子ども未来部関連抜粋)

- (1) 市立保育所等の入所、退所等に関すること。
- (2) 児童、母子家庭、父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (3) 児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当、児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。

南茅部福祉課

南茅部支所の所管区域内の次に掲げる事項(子ども未来部関連抜粋)

- (1) 認可保育所等の入所、退所等に関すること。
- (2) 児童、母子家庭、父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (3) 児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当、児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。

湯川福祉課・亀田福祉課・戸井福祉課・榎法華福祉課

各支所の所管区域内の次に掲げる事項(子ども未来部関連抜粋)

- (1) 児童、母子家庭、父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (2) 児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当、児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。

子ども未来部関係予算

1 各会計歳出予算一覧表

(1) 一般会計

(単位:千円)

科 目	令和5年度 当初予算額 A	財源内訳(令和5年度分)			一般財源	令和4年度 当初予算額 B	増減 A-B			
		特定財源								
		国道支出金	地方債	その他						
民生費	13,792,737	8,927,313	28,300	72,135	4,764,989	14,145,931	△ 353,194			
社会福祉費	2,923	2,149			774	3,896	△ 973			
社会福祉総務費	50				50	50				
障害者福祉費	2,873	2,149			724	3,846	△ 973			
子ども未来費	13,789,814	8,925,164	28,300	72,135	4,764,215	14,142,035	△ 352,221			
子ども未来総務費	340,845	155,898	20,100	8,412	156,435	642,414	△ 301,569			
子育て支援費	2,670,901	2,231,572		732	438,597	2,857,328	△ 186,427			
保育サービス費	7,299,093	5,210,898	8,200	57,046	2,022,949	7,209,821	89,272			
子ども健全育成費	1,157,085	605,351		2,137	549,597	1,132,767	24,318			
ひとり親家庭等支援費	1,599,290	565,648		1,744	1,031,898	1,672,073	△ 72,783			
子ども・ひとり親家庭等医療助成費	722,600	155,797		2,064	564,739	627,632	94,968			
衛生費	711,503	148,731		5,746	557,026	767,486	△ 55,983			
保健衛生費	711,503	148,731		5,746	557,026	767,486	△ 55,983			
母子保健費	293,159	145,019		5,746	142,394	213,105	80,054			
感染症等予防費	418,344	3,712			414,632	554,381	△ 136,037			
教育費	187,426			12,893	174,533	195,301	△ 7,875			
教育総務費	145,907				145,907	148,877	△ 2,970			
私立学校振興費	145,907				145,907	148,877	△ 2,970			
奨学費	39,119			10,493	28,626	43,784	△ 4,665			
入学準備給付金	28,626				28,626	32,831	△ 4,205			
奨学給付金	10,493			10,493		10,953	△ 460			
育英費	2,400			2,400		2,640	△ 240			
子ども未来部関係予算 計	14,691,666	9,076,044	28,300	90,774	5,496,548	15,108,718	△ 417,052			
一般会計 計	139,100,000	39,184,464	6,921,900	8,629,900	84,363,736	137,430,000	1,670,000			
子ども未来部関係予算の 一般会計予算に占める割合	10.6%	23.2%	0.4%	1.1%	6.5%	11.0%	—			

(2) 奨学資金特別会計

(単位:千円)

科 目	令和5年度 当初予算額 A	財源内訳(令和5年度分)			令和4年度 当初予算額 B	増減 A-B		
		特定財源		一般財源				
		国道支出金	地方債					
奨学費	7,593			464	7,129	9,398	△ 1,805	
管理費	1,017			464	553	1,022	△ 5	
奨学金	6,576				6,576	8,376	△ 1,800	
合 計	7,593			464	7,129	9,398	△ 1,805	

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

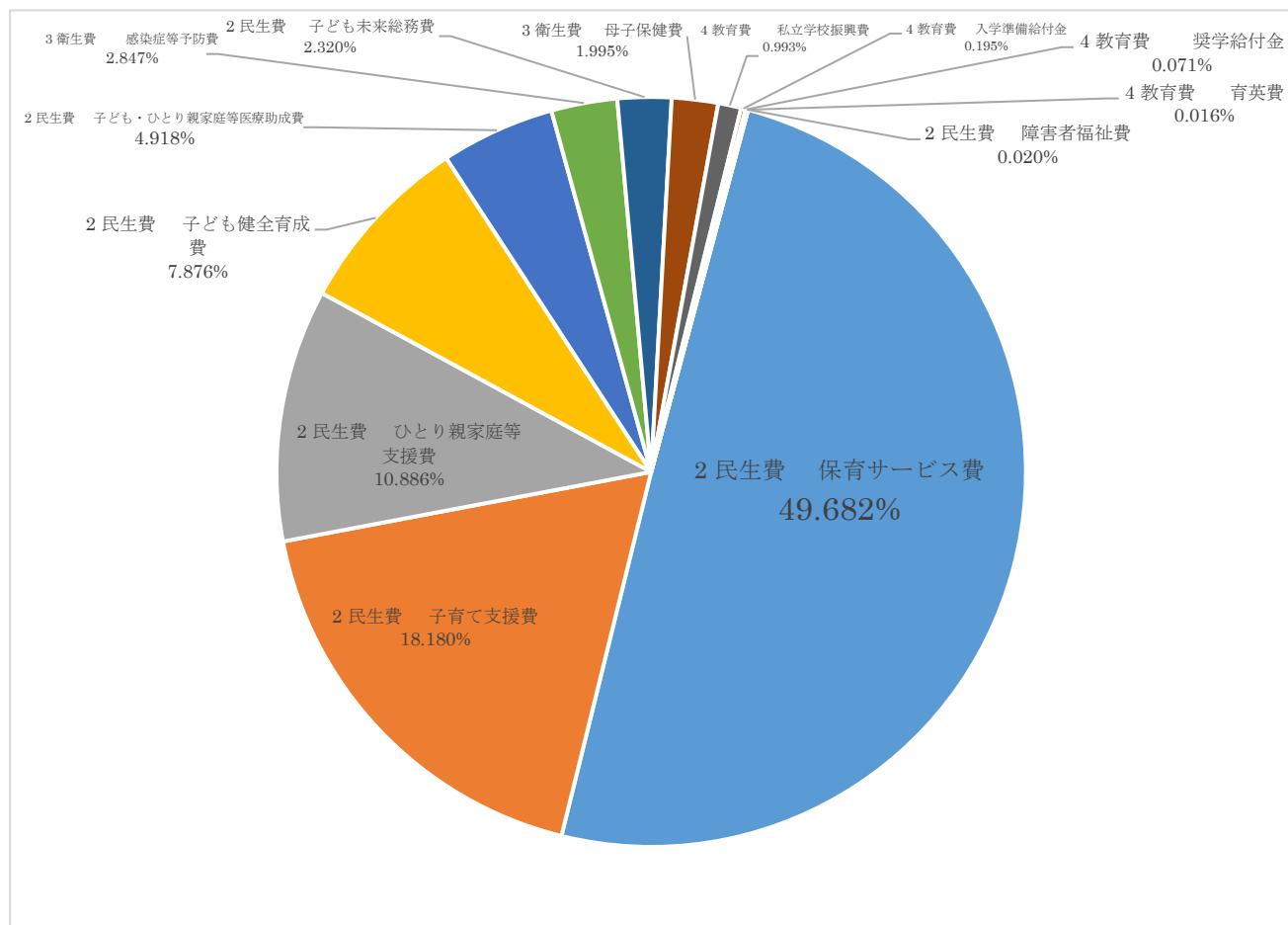
(単位:千円)

科 目	令和5年度 当初予算額 A	財源内訳(令和5年度分)			令和4年度 当初予算額 B	増減 A-B		
		特定財源		一般財源				
		国道支出金	地方債					
貸付事業費	94,854		7,552		87,302	102,335	△ 7,481	
一般会計繰出金	11,439				11,439	31,171	△ 19,732	
合 計	106,293		7,552		98,741	133,506	△ 27,213	

部局合計

(単位:千円)

科 目	令和5年度 当初予算額 A	財源内訳(令和5年度分)			令和4年度 当初予算額 B	増減 A-B		
		特定財源		一般財源				
		国道支出金	地方債					
合 計	14,805,552	9,076,044	35,852	91,238	5,602,418	15,251,622	△ 446,070	



2 令和5年度 主要施策

(単位:千円)

項 目	事 業 内 容 等	令和5年度 当初予算額
民生費		
子ども・子育て会議関係経費	第2期函館市子ども・子育て支援事業計画に基づく個別事業の実施状況などの審議ほか	309
子ども・子育て支援事業計画策定調査費	次期子ども・子育て支援事業計画策定に向け、子育てに関わるニーズ等を把握するためのアンケート調査を実施	5,700
子ども条例推進事業費	子ども条例の広報および啓発を実施	617
出生祝記念品事業費	出生時に函館市で住民登録した子どもがいる世帯に記念品として道南スギを使用した積み木を贈呈	8,442
地域子育て支援センター事業費	子育てサロンを公立1か所、民間12か所に設置	101,838
ファミリー・サポート・センター事業費	仕事と子育てが両立できるよう子育てに関する相互援助を函館市社会福祉協議会に委託して実施	19,298
子育て支援隊関係経費	子育てに関する様々な悩みや相談に対応するため、「子育て支援隊」が家庭を訪問	1,518
子育て支援短期利用事業費	保護者の疾病等の際に一時的な施設利用を実施	692
子育て支援トワイライトステイ事業費	夜間・休日、保護者が帰宅するまで、児童に対し生活指導や食事の提供を実施	305
子育てアブリ関係経費	スマートフォンを活用し、子育て支援に関する幅広い情報を提供	789
子ども家庭総合支援拠点事業費	18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に応じる場所として、「子どもなんでも相談110番」を設置するとともに、要保護児童対策調整機関として児童虐待への対応、虐待の未然・再発防止、児童虐待に対する意識啓発を行うなど、子どもとその家庭等を対象にした支援に係る業務全般を行う	5,249
養育支援訪問事業費	育児ストレスを抱えたり、産後うつのおそれがある保護者に加え、保育所、幼稚園等に通っていない児童がいる養育支援が必要な家庭に対し、保健師による相談やヘルパーによる家事援助、育児支援等を行う	1,351
女性相談関係経費	DV相談のほか、ストーカー被害や身近な人からの暴力被害など、女性に関わる相談体制の充実を図る	4,310
性暴力被害者支援関係経費	行政・警察・拠点病院等が連携して性暴力被害者を支援する「函館・道南SART」の相談支援窓口を設置するほか、予防教育や市民啓発を行う	6,717
配偶者等暴力被害者自立支援事業補助金	DV被害者の保護から自立までの総合支援体制に対する一時保護施設等の家賃および就労支援講座等開催経費の助成を行う	2,000
低年齢児保育対策事業費	3歳未満児が6人以上入所し、一定の基準を満たしている認可外保育施設に対し事業を委託	2,255
保育体制強化事業費補助金	清掃や給食の配膳などの保育に係る周辺業務に従事する「保育支援者」を雇用する保育所等に対し、経費の一部を助成	43,680
保育士就職支援研修事業費	保育士資格を有しながら長期間離職されている方を対象に、講義や実地研修を実施	375
療育支援事業費補助金	軽度の障がいがあり集団保育が可能な児童の保育を実施している保育所等へ助成を行う	16,800
保育所地域活動事業運営費補助金	世代間交流や異年齢児交流等を実施している保育所等への助成	375
一時預かり事業費	保護者の急用等で保育が必要な児童の保育を実施している保育所等への助成	192,087
延長保育事業費補助金	保育時間の延長を必要とする児童の保育を行う保育所等への助成	14,463
実費徴収に係る補足給付事業費補助金	子どもが保育所や幼稚園等に通う生活保護世帯等に対し、給食費や教材費の一部を助成	303
施設型給付費	保育所、認定こども園および幼稚園を通じた共通の仕組みによる運営費の給付	6,845,693
施設等利用費	幼児教育・保育無償化に伴い、施設等利用給付認定された子どもの施設等の利用に要した費用を給付	71,951
特定教育・保育質向上事業費	国が定める保育士等の配置を上回る保育所等に対し、2名分を上限として人件費の一部を助成	56,163
地域放課後児童健全育成事業費	学童保育所の民間への委託等	1,044,617
放課後子ども教室推進事業費	放課後における児童の安全で安心な活動拠点を設け、様々な体験・交流活動を推進	4,345
ひとり親家庭等子どものための学習支援事業費	ひとり親家庭等世帯の児童を対象に、生活指導を含めた訪問型学習支援を行なう	3,018
母子家庭等自立支援給付金支給事業費	教育訓練講座の受講や、資格取得のため養成機関に通う場合にその経費の一部を助成	15,995
ひとり親家庭技能習得支援給付金	求職者支援制度等を利用せず資格を取得する場合、授業料等の一部を支給	3,171
ひとり親家庭等就労自立支援給付金	母子父子自立支援プログラムを利用して雇用保険の被保険者となる就職をした方に対し3万円を支給	390
ひとり親家庭等就労支援事業	ひとり親家庭の方が経済的に自立し、安定した生活を送るために、講習会や相談会を開催するなど意識の醸成を図る	710
養育費確保支援事業費	ひとり親の養育費の取り決めや、保証契約にかかる経費の一部を補助	400
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活安定のため、所得に応じた手当の支給を行う。	1,401,734
子ども医療助成費	18歳の年度末までの子どもの医療費を助成	576,569
ひとり親家庭等医療助成費	ひとり親家庭等の子どもおよびその親の医療費を助成	117,286
衛生費		
マザーズ・サポート・ステーション事業費	助産師・保健師が、妊娠届出時の妊婦の面接や第1子出産世帯への訪問などの支援を行うほか、妊娠・出産・子育ての不安や悩みの相談を実施	2,775
妊娠健診検査費	妊娠健診に対する助成の実施	79,723
妊娠婦健診交通費等助成事業費	妊娠婦健診時に要する交通費等の一部を助成	378
産婦健康診査事業費	産後2週間および1か月の健康診査に要する費用を助成	8,120
産後ケア事業費	母体ケアや乳児ケア等を必要とする産婦に対し、宿泊型、通所型および訪問型の育児指導を実施	4,198
不育症治療費助成事業費	不育症の原因特定のための検査および治療に対して費用を助成	906
不妊相談センター事業費	不妊や不育症に悩む方への相談支援を実施	217
新生児聴覚検査事業費	新生児聴覚検査費用の一部を助成	3,039
小児慢性特定疾病児医療費	小児慢性特定疾病を抱える児童等に対して、医療費等の給付や、相談など自立支援事業を実施	31,327
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費	妊娠期から出産・子育てまで一貫した「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体として実施	3,535
出産・子育て応援給付金給付関係経費	妊娠期から出産・子育てまで一貫した「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体として実施	116,069
定期予防接種費	四種混合、麻疹・風疹、ヒフ、小児用肺炎球菌、日本脳炎、B型肝炎、水痘、ロタウイルスほか	413,394
教育費		
私立学校運営助成費	学生・生徒1人あたり30,000円を助成	126,090
私立専修学校運営助成費	学生1人あたり30,000円を助成	16,921
入学準備給付金	小・中学校または義務教育学校に入学する子どもがいる保護者に子ども1人につき3万円給付(生活保護受給者、就学援助の入学前支給(新入学児童生徒学用品等)の受給者等を除く)	6,720
中学校卒業生入学準備等給付金	中学校または義務教育学校を卒業する子どもがいる保護者に子ども1人につき3万円給付(生活保護受給者等を除く)	21,240
給付型奨学金	経済的な理由により修学困難な大学生に対し月額3万円、入学一時金10万円の奨学金を給付	10,420
育英費	優秀な大学生、大学院生に対し、年額24万円の育英金を支給	2,400
奨学資金特別会計		
奨学資金貸付金	経済的な理由により修学困難な学生・生徒のための奨学金を貸付	6,576
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計		
母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子父子寡婦家庭の経済的自立と生活安定、子どもの福祉を図るための各種資金の貸付	129,171

附属機関・その他会議

1 附属機関

(1) 函館市子ども・子育て会議

(設置) 「函館市子ども・子育て会議条例」平成 25 年 4 月 1 日施行

(目的) 子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項に規定する事項の意見聴取や調査審議をすること。

(委員) 保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、公募による者 計 20 人以内

(任期) 2 年(現在の委員の任期は令和 5 年 7 月 22 日まで)

(令和 5 年 6 月 1 日現在)

氏名	所属等
小野田 府	函館市PTA連合会
西村 由紀	函館商工会議所監事
高橋 勇二	連合北海道函館地区連合会副会長
石田 由恵	函館保育協会事務局
北原 淳	北海道函館児童相談所地域支援課長
高村 幸子	函館市小学校長会事務局庶務幹事
数又 紀和子	函館市民生児童委員連合会副会長
川村 おさむ	函館市私立幼稚園協会幹事
木村 一雄	函館市社会福祉協議会理事
長谷川 秀雄	函館市中学校長会会長
吉増 圭子	函館市学童保育連絡協議会
玉利 達人	道南地区私立幼稚園連合会副会長
高野 弘美	函館市ファミリー・サポート・センターチーフアドバイザー
畠 美枝子	函館市町会連合会常任理事
池田 延己	函館大妻高等学校校長
石坂 仁	函館市医師会理事
本田 泰代	函館大学専任職員
川村 幾代	函館短期大学専任講師
佐々木 幸夏	公募委員

(2) 函館市奨学資金運営委員会

(設置) 「函館市奨学生貸与条例」に基づき、昭和 26 年度設置

(目的) 奨学生の選定および奨学生の額の決定等本制度の運営について市長の諮問に応ずること。

(委員) 学識経験者 10 人以内

(任期) 2 年(現在の委員の任期は令和 5 年 8 月 31 日まで)

(令和 5 年 6 月 1 日現在)

氏名	所属等
船橋 優子	函館市民生児童委員連合会会長
木村 一雄	函館市民生児童委員連合会副会長
永澤 和枝	函館市民生児童委員連合会生活福祉部会長
清水 信彦	北海道高等学校長協会道南支部長
田上 直広	函館市中学校長会事務局長
京谷 明希	函館市PTA連合会副会長兼子育て委員長
扇柳 尚英	函館地区私立高等学校長会事務局長
若山 恵美	北海道高等学校PTA連合会道南支部
横井 明	北海道退職校長会函館支部 支部長
阿部 憲司	北海道退職校長会函館支部 副理事長

(3) 函館市幼保連携型認定こども園審議会

(設置) 「函館市幼保連携型認定こども園審議会条例」平成 26 年 9 月 25 日施行

(目的) 幼保連携型認定こども園の設置認可等について、市長の諮問に対して審議する。

(委員) 学識経験のある者、関係団体を代表する者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者
計 11 人以内

(任期) 3 年(現在の委員の任期は令和 6 年 1 月 27 日まで)

(令和 5 年 6 月 1 日現在)

氏名	所属等
白幡 俊一	学校法人野又学園函館短期大学教授
数又 紀和子	函館市民生児童委員連合会副会長
梅田 史恵	函館市地域活動連絡協議会会長
北原 淳	北海道函館児童相談所地域支援課長
亀井 隆	函館保育協会会长
木村 一雄	函館市私立幼稚園協会会长
熊谷 儀一	函館市町会連合会副会長
若山 恵美	一般社団法人函館市母子寡婦福祉会理事
神田 克実	函館市PTA連合会副会長
永澤 和枝	函館市町会連合会副会長
石坂 仁	公益社団法人函館市医師会理事

(4) 函館市いじめ問題再調査委員会

(設置)「函館市いじめ問題再調査委員会条例」に基づき、平成 30 年 4 月 1 日に設置

(目的) いじめの重大事態が発生した時に、学校または学校の設置者(教育委員会)が行った調査に対し、市長が必要と認める場合に再調査を行う。

(委員) 弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の 5 人以内

(任期) 調査事案が発生した時に委嘱し、審議が終了したときに解嘱する。

2 その他会議

(1) 函館市小児慢性特定疾病審査会

(設置) 「函館市小児慢性特定疾病審査会設置要綱」に基づき、平成 27 年 1 月 1 日に設置

(目的) 函館市における小児慢性特定疾病医療費の支給申請の内容について適正かつ慎重に審査すること。

(委員) 関係行政機関の職員、北海道医師会および学識経験を有する者 6 人以内

(任期) 2 年(現在の委員の任期は令和 6 年 3 月 31 日まで)

(令和 4 年 6 月 1 日現在)

氏名	所属等
津川 肇	北海道公立大学法人札幌医科大学医学部小児科学教室教授
真部 淳	国立大学法人北海道大学大学院医学研究院小児科学教室教授
高橋 悟	国立大学法人 旭川医科大学小児科准教授
三戸 和昭	一般社団法人北海道医師会常任理事
山田 隆良	市立函館保健所長

(2) 函館市青少年補導センター運営協議会

(設置) 「函館市青少年補導センター運営要綱」に基づき、昭和 40 年に設置

(目的) センターの円滑な運営および業務の効率化を図ること。

(委員) 関係機関および市の職員 13 人以内、関係団体の代表 7 人以内

(任期) 2 年以内(現在の委員の任期は令和 7 年 3 月 31 日)

(令和 5 年 6 月 1 日現在)

氏名	所属等
若狭 秀次	北海道警察函館方面本部生活安全課生活安全・少年兼少年補導担当課長補佐
寺尾 勝巳	北海道警察函館方面函館中央警察署生活安全課長
石崎 隆之	北海道警察函館方面函館西警察署生活安全課長
谷村 和人	函館家庭裁判所次席家庭裁判所調査官
東山 哲也	函館少年鑑別支所長
松原 幸祐	函館保護観察所統括保護観察官
北原 淳	北海道函館児童相談所地域支援課長
田名部 まり子	函館地区保護司会副会長
中村 ひでの	函館市民生児童委員連合会家庭児童福祉部会長
浦上 修一	函館市小学校生活指導研究協議会会长
仲井 靖典	函館市中学校生徒指導研究協議会会长
花松 均	函館地区高等学校教護連盟理事長(年次当番校代表)
神田 克実	函館市PTA連合会副会長
酒井 光史	函館市教育委員会学校教育部教育指導課長
宿村 篤由	函館市子ども未来部長

(3) 函館市要保護児童対策地域協議会

(設置) 児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項に基づき、平成 18 年 7 月 12 日に設置

(目的) 保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められた児童の適切な保護を図るため。

(構成機関) 国または地方公共団体の機関、法人、その他の者

構成機関一覧

機 関 名	
国 の 機 関	函館地方法務局
	函館家庭裁判所
	函館保護観察所
	函館少年鑑別支所
北 海 道 の 機 関	北海道警察函館方面本部
	函館中央警察署
	函館西警察署
	函館児童相談所
函 館 市	福祉事務所生活支援総務課
	福祉事務所湯川福祉課
	福祉事務所亀田福祉課
	子ども未来部子どもサービス課
	子ども未来部子育て支援課
	子ども未来部次世代育成課
	子ども未来部母子保健課
	教育委員会学校教育部学校教育課
	教育委員会学校教育部教育指導課
消防本部救急課	

(令和 5 年 6 月 1 日現在)

機 関 名	
法 人	公益社団法人 函館市医師会
	一般社団法人 函館歯科医師会
	函館弁護士会
	社会福祉法人 函館厚生院くるみ学園
	社会福祉法人 函館国の子寮
	社会福祉法人 函館聖パウロ会さゆり園
	特定非営利活動法人 ウィメンズネット函館
	社会福祉法人 函館市民生事業協会
	函館市松陰母子ホーム、函館高砂母子ホーム
	特定非営利活動法人 青少年の自立を支える道南の会
	青少年自立援助ホーム ふくろうの家
	特定非営利活動法人シゴトシンク北海道
	児童自立援助ホームサイド7
	函館市小学校長会
	函館市中学校長会
そ の 他 の 者	函館市民生児童委員連合会
	函館市町会連合会
	函館市PTA連合会
	北海道高等学校長協会道南支部
	函館保育協会
	道南地区私立幼稚園連合会
	函館市学童保育連絡協議会
	函館市地域活動連絡協議会
	一般財団法人 函館YWCA・CAPグループ
	函館人権擁護委員連合会
はこだて若者サポートステーション	
函館地域障がい者自立支援協議会子ども部会	
北海道子どもの虐待防止協議会道南支部	
その他市長が指名する者	

(4) 函館市配偶者等からの暴力対策関係機関協議会

- (設置) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第9条および配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な指針に基づき、平成24年8月17日に設置
 (目的) 配偶者等からの暴力を受けた者の適切な保護が行われるよう、関係機関の連携・協力を図るため。
 (構成機関) 国または地方公共団体の機関、その他の団体

構成機関一覧

機 関 名	
国 の 機 関	函館地方検察庁
	函館地方法務局人権擁護課
	函館保護観察所
	函館少年鑑別支所
北海道の機関	函館方面本部警務課
	函館方面本部生活安全課
	函館方面本部捜査課
	函館中央警察署警務課
	函館中央警察署生活安全課
	函館西警察署警務課
	函館西警察署生活安全課
	渡島総合振興局保健環境部環境生活課
	函館児童相談所
	市民部市民・男女共同参画課
函 館 市	市民部国保年金課
	市民部戸籍住民課
	福祉事務所高齢福祉課
	福祉事務所障がい保健福祉課
	福祉事務所生活支援総務課
	福祉事務所湯川福祉課
	福祉事務所亀田福祉課
	都市建設部住宅課
	教育委員会学校教育部学校教育課
	教育委員会学校教育部教育指導課
	教育委員会学校教育部南北海道教育センター
	病院局管理部庶務課
	子ども未来部子どもサービス課
	子ども未来部次世代育成課
	子ども未来部母子保健課
	子ども未来部子育て支援課

(令和5年6月1日現在)

機 関 名	
	公益社団法人 函館市医師会
	一般社団法人 函館歯科医師会
	函館弁護士会
	社会福祉法人 函館市民生事業協会
	特定非営利活動法人 ウィメンズネット函館
	一般財団法人 函館YWCA・CAPグループ
	函館家庭生活カウンセラークラブ
	函館人権擁護委員連合会
	日本司法支援センター函館地方事務所
	道南ジェンダー研究ネットワーク
	社会福祉法人 函館厚生病院くるみ学園
	社会福祉法人 函館国の子寮函館国の子寮
	社会福祉法人 函館聖パウロ会さゆり園
	青少年自立援助ホームふくろうの家
	道南地区私立幼稚園連合会
	函館保育協会
	函館市小学校長会
	函館市中学校長会
	函館市PTA連合会
	北海道高等学校長協会道南支部
	南北海道教育臨床研究会
	函館市地域活動連絡協議会
	函館市女性保護の会
	その他市長が指名する団体

(5) 函館性暴力被害防止対策協議会

(設置) 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等のうち、性暴力に関する被害者等に対する支援や性暴力防止のため、平成29年3月22日に設置

(目的) 性暴力に関する被害者等に対する適切な支援と性暴力の防止に関する活動が行われるよう、関係機関の連携・協力を図るため。

(構成機関) 国または地方公共団体の機関、その他の団体

構成機関一覧

機 関 名	
国 の 機 関	
	函館地方検察庁
	函館地方法務局 人権擁護課
北海道の機関	北海道警察 函館方面本部 警務課
	北海道警察 函館方面本部 捜査課
	北海道警察 函館方面本部 生活安全課
	北海道渡島総合振興局
	北海道檜山振興局
	北海道教育庁 渡島教育局
	北海道教育庁 檜山教育局
	北海道函館児童相談所
函館市	子ども未来部
	市民部
	保健福祉部
	函館市教育委員会
	市立函館病院

(令和5年6月1日現在)

機 関 名	
	公益社団法人 函館市医師会
	一般社団法人 渡島医師会
	檜山医師会
	北部檜山医師会
	社会福祉法人 函館厚生院 函館中央病院
	北海道子どもの虐待防止協会 道南支部
	函館・性と薬物を考える会
	特定非営利活動法人 ウィメンズネット函館
	特定非営利活動法人 青少年の自立を支える道南の会
その他の団体	函館被害者相談室
	一般財団法人 函館YWCA・CAPグループ
	公益社団法人 北海道社会福祉士会 道南地区支部
	函館弁護士会
	日本司法支援センター函館地方事務所
	函館人権擁護委員連合会
	函館商工会議所 女性会
	国際ソロプチミスト函館
	株式会社 北海道新聞社 函館支社

所管施設の概要

1 根崎生活館 市民の生活改善と文化の向上を図り、社会福祉の増進に寄与するための施設です。

所 在 地 函館市根崎町 556 番地 2

敷 地 面 積 677.68 m²

建 物 面 積 216.01 m²

構 造 補強ブロック・木造 平屋建

開 設 昭和 41 年 8 月 20 日

2 弥生小学校併設学童保育専用施設

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を実施するための施設です。

所 在 地 函館市弥生町 4 番 16 号

敷 地 面 積 11,729.14 m²

建 物 面 積 129.11 m²

構 造 鉄筋コンクリート造 地上 3 階地下 1 階建

開 設 平成 24 年 1 月 5 日

3 認定こども園 函館市つつじ保育園

児童の健全なる育成と福祉を図るための施設です。

所 在 地 函館市日ノ浜町 172 番地 8

敷 地 面 積 4,475.45 m²

建 物 面 積 629.79 m²

構 造 鉄骨造 地上 1 階平屋建

開 設 平成 22 年 4 月 1 日

4 児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすると共に、母と子の福祉増進に関する諸活動の推進を図るための施設です。

令和5年4月1日現在

児童館名	所在地	規模	建物の構造	開館年月日	敷地面積(m ²)	建物面積(m ²)				備考
						遊戯室	図書室	集会室	延床面積	
児童センター	若松町33-6	C	鉄筋コンクリート5階建	H6.4.1	—	207.90	105.45	126.40	2,056.58	総合福祉センター内 平5新築
西 部	入舟町6-17	B	鉄筋コンクリート・ 鉄骨造2階建	H6.10.1	902.09	128.04	37.38	59.15	401.54	平6旧小舟保育園 増改修 フルビーアセンター入舟内
谷 地 頭	谷地頭町9-5	A	木造平屋建	S46.4.1	684.58	82.81	69.56	—	205.99	昭45新築 平21多目的トイレ増設
東 川	東川町11-12	A	鉄筋コンクリート造 3階建	S47.4.1	—	114.00	102.00	—	291.03	昭46新築 (女性センター内)
大 森 浜	金堀町3-2	B	鉄骨造平屋建	R2.4.1	1,295.50	162.40	24.16	27.79	462.14	令2新築
赤 川	赤川1-30-35	B	鉄骨造平屋建	H16.4.1	1,003.78	162.00	28.34	31.00	433.38	平16新築
鍛 治	鍛治2-20-5	B	鉄骨造平屋建	S57.4.1	800.00	151.47	38.88	45.36	326.21	昭56新築
富 岡	富岡町1-49-27	A	木造平屋建	S43.1.14	1,237.80	113.63	39.74	51.75	297.00	昭43新築(指定管理)
昭 和	昭和2-37-2	B	鉄骨造平屋建	H3.4.1	620.09	178.20	32.40	38.88	339.79	平3新築(指定管理)
山 の 手	山の手3-4-7	B	鉄骨造平屋建	H11.4.1	985.72	162.00	32.64	38.00	405.08	平11新築
神 山	神山町241-70	B	鉄骨造平屋建	H24.4.1	1,339.20	162.00	30.52	29.51	478.04	平24新築(指定管理)
上 湯 川	上湯川町8-1	B	木造平屋建	S48.4.1	2,010.09	132.49	112.62	—	302.58	昭47新築 昭53増改修 平21多目的トイレ増設
日 吉 が 丘	日吉町2-34-5	A	木造平屋建	S44.4.1	859.31	72.87	66.25		202.31	昭43新築
深 堀	深堀町14-6	B	鉄骨造平屋建	S54.12.15	657.18	129.60	36.45	51.02	304.56	昭54新築
湯 浜	湯浜町14-3	A	鉄筋コンクリート造 7階建	S51.7.1	—	122.89	62.23	—	248.95	昭50新築(市営住宅)
湯 川	湯川町2-13-16	D	木造平屋建	S36.5.13	689.91	62.70	26.40	—	152.08	昭25新築土地区画 整理事務所 昭36改築
旭 岡	西旭岡町2-51-1	B	鉄骨造平屋建	H7.4.1	1,341.50	180.00	32.64	38.00	394.28	平7新築
中 島	中島町30-8	A	木造2階建	S35.12.1	671.33	69.30	23.00	29.70	433.45	旧花嫁学校(昭11建) 昭35改築
宮 前	宮前町25-15	A	木造平屋建	S40.12.1	411.04	66.00	39.60	33.00	198.74	昭40新築(借地)
大 川	大川町9-8	A	木造平屋建・鉄筋 コンクリート2階建	S45.1.7	368.92	57.13	48.60	48.60	192.43	昭44旧公益質店 増改築昭51増改修
五 稜	白鳥町14-29	D	木造平屋建	S40.5.3	496.68	66.00	39.60	—	167.27	昭40新築 昭56増改修
桔 梗	桔梗4-1-18	B	鉄骨造平屋建	H17.4.1	1,809.04	162.00	26.00	33.00	469.78	平17新築
亀 田 港	亀田港町42-16	B	鉄骨造平屋建	H19.4.1	1,321.13	162.00	30.00	30.25	475.90	平19新築
古川母と 子の家	古川町7-1	—	木造モルタル 平屋建	S40.11.1	990.00	—	—	—	191.73	昭40新築

※ 施設規模 A=小型児童館 8館、B=児童センター 12館、C=大型児童センター 1館、D=その他の児童館 2館

※ 建物の延床面積には、遊戯室、図書室、集会室のほか、その他分を含む。

函館市子ども条例

1 条例の目的

子どもの人権を尊重しつつ、子どもの健やかな成長を支え、安心して子育てができる地域社会の実現を目指すため、子どもにかかる施策推進の柱となる「函館市子ども条例」を制定した。
(条例施行日：平成28年4月1日)

2 条例の概要

(1) 基本理念

子どもおよび子育て家庭の支援の推進にあたっての基本理念として、「人権の尊重」、「子どもの育ちへの支援」、「子育て家庭への支援」を定めている。

(2) 大人の責務・役割

子どもおよび子育て家庭を地域全体で支援するため、市の責務、保護者・学校等・地域住民・事業者の役割および相互の協力・連携について明らかにしている。

(3) 市の基本的施策

- ① 子どもが安全にかつ安心して暮らすことができる環境の整備
- ② いじめ等への対応
- ③ 子どもからの相談
- ④ 子育て家庭への支援等
- ⑤ 教育および保育の環境の整備
- ⑥ 地域住民との交流の促進等
- ⑦ 子どもが安心して過ごすことができる場所等
- ⑧ 子どもの社会参加
- ⑨ 障がいのある子どもへの支援等

3 子ども条例啓発事業

事業開始 平成 28 年度

内 容 函館市子ども条例第 20 条の規定に基づき、子ども条例の広報および啓発を行います。

実施状況

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
配布物	クリアファイル	メッセージカード(注)	クリアファイル	メッセージカード(注)	クリアファイル	メッセージカード(注)
配布先	市内小学5年生	妊婦	市内小学5年生	妊婦	市内小学5年生	妊婦
配布部数	1,842部	1,236枚	1,802部	1,150枚	1,806部	1,043部

(注)母子健康手帳等セット「マザーズ・サポート・バッグ」に貼付(平成30年3月から)

令和 5 年度予算額 617 千円

費用の負担 全額市費負担

第2期函館市子ども・子育て支援事業計画

1 計画の目的・位置づけ

市では、将来を担う子どもたちの健やかな成長を支え、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現をめざして、第2期函館市子ども・子育て支援事業計画を策定した。

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」双方を一体のものとして策定しているとともに、「函館市子ども条例」に基づき、子どもや子育て家庭の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画として位置付けており、さらに、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」としても位置付けている。

2 計画の期間

令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間

3 基本理念・基本的な視点

(1) 基本理念

「すべての子どもたちが輝き ひかりにあふれるまち はこだて」

(2) 基本的な視点

本計画における各施策の方向と事業の実施については、次の8つの基本的な視点のもとに取り組むこととしている。

- ① 子どもの視点
- ② 次代の親の育成という視点
- ③ すべての子どもと家庭への支援の視点
- ④ 地域社会全体で支援する視点
- ⑤ サービス利用者の視点
- ⑥ 仕事と生活の調和の実現の視点
- ⑦ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点
- ⑧ 地域特性の視点

4 施策の方向

基本理念の実現に向けて、次の9つの施策の方向を掲げ、総合的な施策の展開を図る。

- (1) 地域における子育て支援
- (2) 母子の健康確保と増進
- (3) 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
- (5) 仕事と生活の調和の実現
- (6) 児童虐待防止対策
- (7) 障がいのある子どもへの支援
- (8) ひとり親家庭の自立支援
- (9) 子どもの貧困対策

5 計画の推進

本計画の推進にあたり、関係する機関・団体と連携を図るほか、市民等との協働によるまちづくりの視点を取り入れ、多様化する市民ニーズに対応する。

また、厳しい財政状況下における効果的な計画推進に努めるとともに、常に進捗状況を把握して評価点検し、以後の各種施策への市民意見の反映に努めるため、毎年、函館市子ども・子育て会議を開催するほか、「市政はこだて」やホームページなどにより、市民に情報を提供し、意見等の把握に努める。

6 SDGsの考え方

本市では、個別行政分野における各種施策がSDGs(持続可能な開発目標, Sustainable Development Goals)の推進につながるものと考えており、本計画においてもSDGsの視点を取り入れ、各種施策を推進する。

7 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、同法に規定する「基本指針」に即して、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の需給計画を定め、地域の実情や多様なニーズに応じた提供体制の確保に努める。

子育て支援

1 子育て支援のための施策

(1) ファミリー・サポート・センター事業

事業開始 平成 11 年度

内 容 市内に居住する育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織であり、その会員間で仕事と育児との両立支援のための相互援助活動等を行います。

登録会員 依頼会員 1,630 人 提供会員 117 人 両方会員 20 人

利用料

<基本料金>			<本人負担額>		
項目	ひとり	きょうだい		ひとり	きょうだい
通常 7:00～ 21:00	30 分 300 円	30 分 150 円	託児料金	30 分 1 時間	200 円 400 円
	1 時間 600 円	1 時間 300 円		30 分 1 時間	100 円 100 円 200 円
			助成金	30 分 1 時間	100 円 200 円
				30 分 1 時間	200 円 300 円
時間外 土・日・祝 年末年始 病児	30 分 350 円	30 分 175 円	託児料金	30 分 1 時間	25 円 400 円 50 円
	1 時間 700 円	1 時間 350 円		30 分 1 時間	150 円 300 円
			助成金	30 分 1 時間	150 円 300 円
				30 分 1 時間	200 円 300 円

実施状況

(単位:件)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用件数	4,758	5,022	3,968

令和 5 年度予算額 19,298 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

※令和 2 年 4 月 1 日からひとり親家庭の利用で子どもひとりのみ 30 分 200 円の助成を開始

(2) 地域子育て支援センター事業

事業開始 平成 5 年度

内 容 子育て家庭の保護者の育児不安等の解消を図るため、育児に関する相談・指導・情報提供を行うとともに、子育てサークル等を育成し、その活動を支援します。

実施施設 中央・亀田港・美原・石川・鍛冶さくら・深堀・赤川・大谷港・函館花園・つつじ・南かやべ・大森浜・函館短期大学 各子育てサロン

実施状況

(単位:件)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用件数	18,475	17,668	16,707

令和 5 年度予算額 101,838 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(3) 子育て支援隊事業

事業開始 平成 26 年度
内 容 子育て家庭における悩みや相談に対応するため、コーディネーターを配置し、ケースマネジメントや関係機関との連携を図るとともに、子育てに関する悩みの傾聴、各種サービスに係る情報提供を行う子育て支援員が、家庭訪問を行います。

実施状況 (単位:件)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
訪問件数	149	183	197

令和 5 年度予算額 1,518 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(4) 子育てアドバイザー活用推進事業

事業開始 平成 20 年度
内 容 子育てアドバイザー養成事業において、養成、認定した子育てアドバイザーを地域における様々な子育て支援の場で積極的に活用し、地域の子育て力の向上、子育て支援の推進を図ります。

令和 5 年度予算額 303 千円

費用の負担 全額市費負担

(5) 子ども家庭総合支援拠点事業

事業開始 令和 4 年度(令和 3 年度までは下記の要保護児童対策、子どもなんでも相談 110 番、(6)養育支援訪問事業を個別に展開)
内 容 18 歳未満の子どもに関するあらゆる相談に応じる場所として、「子どもなんでも相談 110 番」を設置するとともに、要保護児童対策調整機関として児童虐待への対応、虐待の未然・再発防止、児童虐待に対する意識啓発を行うなど、子どもとその家庭等を対象にした支援に係る業務全般を行います。

【要保護児童対策】

「児童福祉法」、「児童虐待の防止に関する法律」に基づき、関係機関と連携を図りながら児童虐待防止および周知啓発に努め、要保護児童等を支援します。

① 要保護児童対策地域協議会

代表者会議(年 1 回)、実務者会議(年 3 回)、
個別ケース検討会議(随時)

② 児童虐待防止啓発

児童虐待防止パネル展(11 月)、
児童虐待対応マニュアルおよび虐待防止啓発用カードの作成・配布

③ スキルアップ研修参加

職員の一層の資質向上、専門性の向上を図るための各種研修会参加
【子どもなんでも相談 110番】

0歳から18歳までの子どもに関するあらゆる相談に応じるため、「子どもなんでも相談 110番」を設け、専門の相談員(会計年度任用職員5名)を配置しています。(家庭児童相談室を兼ねています。)

相談対応状況

(単位:件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
養護相談	539	482	918
保健相談	13	10	1
障害相談	9	6	8
非行相談	11	29	20
育成相談	81	81	77
その他の相談	230	275	355
計	883	883	1,379

令和5年度予算額 5,249千円

費用の負担 補助基本額の3分の2(国1/3,道1/3)の補助があります。

(6) 養育支援訪問事業

- 事業開始 平成19年度(平成23年度までは「育児支援家庭訪問事業」として実施)
 内容 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、その家庭を訪問し、家事等の援助や育児相談を行い、適切な養育を行うことができるよう支援します。

養育支援訪問事業 訪問回数内訳

(単位:回)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ヘルパー	269	182	177
保健師、家庭児童相談員等	43	33	49
計	312	215	226

令和5年度予算額 1,351千円

費用の負担 補助基本額の3分の2(国1/3,道1/3)の補助があります。

(7) 子育て支援ネットワーク事業

- 事業開始 平成20年度
 内容 子育て支援に関わる市民団体や専門機関などの14団体に子ども未来部を加えた15団体により「函館市子育て支援ネットワーク」を構成しており、官民協働により子育て支援を推進するため、地域の子育て力の向上や子育て支援の機運の醸成を図るための研修会等を実施します。

令和5年度予算額 98千円

費用の負担 全額市費負担

(8) すくすく手帳

事業開始 平成 21 年度
内 容 乳幼児の親が安心して子育てができるよう、育児に関する各種の情報を掲載した「すくすく手帳」を妊娠届出時にすべての方、未就学児童がいる転入世帯および希望世帯に配布します。
令和 5 年度予算額 1,914 千円 (2,400 部)
費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3) の補助があります。

(9) 子育て支援短期利用事業

事業開始 平成 5 年度
内 容 保護者が疾病、出産、冠婚葬祭などで、子どもの世話を一時的に困難になる家庭を対象とし、保護者にかわって子どもを養育します。
実施施設 くるみ学園、函館国の子寮、さゆり園
利用期間 7 日以内
利 用 料 2 歳未満児 1 日 2,675 円
2 歳以上児 1 日 1,375 円
緊急一時保護の母親 1 日 375 円
(生活保護、市民税非課税世帯は無料)

実施状況 (単位: 日)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
2 歳未満児	8	0	0
2 歳以上児	116	42	12

令和 5 年度予算額 692 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3) の補助があります。

(10) トワイライトステイ事業

事業開始 平成 14 年度
内 容 保護者が仕事などの理由で夜間または休日に不在となり、子供の養育が困難な場合、その他緊急の場合に、保護者が帰宅するまでの間、施設において夕食を提供し、保育します。
実施施設 くるみ学園、函館国の子寮、さゆり園、やしの夢
利用時間 平日・土曜日: 午後 6 時～午後 10 時
日曜・国民の祝日: 午前 8 時～午後 10 時
利 用 料 平日・土曜日: 1 日 750 円
日曜・国民の祝日: 午前 8 時～午後 6 時 1,350 円
午後 6 時～午後 10 時 750 円
(生活保護、市民税非課税世帯は無料)

実施状況				(単位:日)
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
利用日数(平日・土曜日)	5	0	240	
利用日数(日曜・祝日)	1	0	14	

令和5年度予算額 305千円

費用の負担 補助基本額の3分の2(国1/3, 道1/3)の補助があります。

(11) 助産施設

事業開始 昭和43年度

内 容 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合に、助産を行います。

実施状況				(単位:人)
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
函館市助産施設	10	13	14	
共愛会病院	5	4	4	
計	15	17	18	

令和5年度予算額 8908千円

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担があります。

(12) 子育てアプリ

事業開始 平成29年10月

内 容 スマートフォンを活用した子育てアプリにより、子育て支援に関する幅広い情報をお無料で提供します。

令和5年度予算額 789千円

費用の負担 補助基本額の3分の2(国1/3, 道1/3)の補助があります。

(13) 出生祝記念品事業

事業開始 令和4年度

内 容 赤ちゃんの誕生を祝うとともに、子どもの健やかな成長を願い、出生時に函館市で住民登録した子どもがいる世帯に、市から記念品として道南スギを使用した積み木を贈ります。

令和5年度予算額 8,442千円

費用の負担 全額市費負担(森林整備等対策基金を活用)

(14) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

事業開始 令和5年度

内 容 子ども・子育て支援事業計画への記載事項に対するニーズ把握等のため、アンケート調査を実施します。

令和5年度予算額 5,700千円

費用の負担 全額市費負担

2 女性・児童相談等

(1) 女性相談事業

事業開始 昭和 32 年度
内 容 配偶者からの暴力(DV)をはじめ、女性に関するあらゆる悩みや相談に応じるため、「母子・父子自立支援・女性相談室(ひとり親家庭サポートステーション)」に専門の相談員(会計年度任用職員 5 名)を配置しています。

平成 25 年 7 月に函館市配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

設置場所 福祉事務所子育て支援課内、福祉事務所亀田福祉課内

令和 5 年度予算額 245 千円(人件費を除く)

相談状況		(単位:件)		
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
保護更正相談	0	0	0	
夫婦・離婚相談	465	393	448	
家庭相談	128	118	153	
生活・経済相談	58	49	37	
職業相談	7	27	24	
健康相談	1	8	1	
性的な問題	4	3	0	
男女問題	20	9	4	
自分の問題	3	25	18	
その他	45	35	133	
計	731	667	818	

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

(2) 女性相談委託事業

事業開始 平成 29 年度
内 容 援助を必要とする女性に係わる生活各般の問題に対する悩みや相談について、その一部を委託することで、相談者の利便性の向上を図るとともに、女性相談体制の拡充を行うために委託します。

相談状況(実人数ベース)		(単位:件)		
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
ストーカー	5	0	0	
デートDV	1	2	2	
虐待	6	39	38	
子ども(養育等)	3	6	13	
労働問題	3	9	14	
セクハラ・パワハラ	9	2	2	
性暴力	7	18	45	
その他	人間関係	15	2	11
	経済関係	23	17	20
	医療関係	13	19	32
	住居関係	13	16	15
	その他	49	73	63
	計	113	127	141
	計	147	203	255

令和 5 年度予算額 4,310 千円

費用の負担 全額市費負担

(3) 配偶者等からの暴力対策関係事業

事業開始 平成 13 年度

内 容 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に基づき、北海道や関係機関と連携を図りながら周知啓発に努め、DV被害者を支援します。

① 配偶者暴力相談支援センター(平成 25 年 7 月設置)

各種手続きに係るDV被害相談証明書の発行や保護命令制度の利用についての援助等を実施します。

② 民間、警察、行政などの関係機関が相互に連携・協力を図り、被害者の救済・支援に努めます。

③ 配偶者等に対する暴力防止パネル展

毎年 11 月に関係機関の協力を得て、市民ホールで開催します。

④ DV相談窓口(防止啓発)携帯カード

DV相談窓口を掲載した携帯カードを作成し、市関係各所や医療機関などに配布します。

⑤ デートDV防止啓発リーフレット

若年層に対するデートDV防止啓発のため、リーフレットを作成し、高校や大学などに配布します。

⑥ 中学生のためのDV防止啓発事業

市内の中学生に対し、交際相手への様々な暴力の予防教育を行うため、デートDV出前授業を実施します。

⑦ DV被害者緊急支援対策

市内の一時保護施設では危険性が高く、被害者の安全確保が困難な場合市外の施設への移送費を支給します。

令和 5 年度予算額 105 千円

費用の負担 全額市費負担

(4) 配偶者等暴力被害者自立支援事業

事業開始 平成 23 年度

内 容 DV被害者を緊急的に一時保護するシェルターや中長期的な支援の場となるステップハウスの家賃など、また経済的な自立ができるようDV被害者を対象とした就労支援に対する事業などに対して民間支援団体へ補助金を交付します。

令和 5 年度予算額 2,000 千円

費用の負担 全額市費負担

(5) 性暴力被害者支援関係事業

事業開始 平成 29 年度

内 容 性暴力被害者支援のための推進母体として、平成 29 年 3 月に函館性暴力被害者防止対策協議会を北海道渡島総合振興局や北海道警察函館方面本部などの関係機関と連携して設置し、予防教育や市民啓発に取り組んでいます。平成 30 年 4 月から地域の行政・警察・拠点病院などが連携して被害者を支援する仕組みである「函館・道南 SART」を運用し、相談支援を行っています。

令和 5 年度予算額 6717 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

(6) 子育て支援コンシェルジュ

事業開始 平成28年度(平成28年10月15日から)

内 容 はこだてキッズプラザ内相談室において、保育士資格を有する相談員が、子育てに関する相談を受け、それに応じた情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行います。

令和5年度予算額

「はこだてみらい館・はこだてキッズプラザ」指定管理委託料(経済部所管)に含む。

3 児童厚生施設

(1) 児童館

内 容	児童館は、地域の児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として運営されるもので、児童館は23館（うち4館は指定管理者制度導入）あり、母と子の家は1館あります。
機 能	ア 小型児童館 10館 児童に安全で楽しい遊び場を提供し、遊びを通じての友達づくりなど情操を豊かにさせるための指導をします。 イ 児童センター 12館 児童館の機能に加えて、遊び（運動）に親しむ習慣をつけ、運動の仕方、技能の習得、精神のかん養等による体力増進のための指導をします。 ウ 大型児童センター 1館 児童センターの機能に加えて、中学・高校生等の年長児童を育成指導します。 エ 母と子の家 1館 児童館の機能に加え、母親の教養を高め、地域社会の福祉の増進を図ります。
利用対象	幼児、児童、一般（夜間）
利用人員	別表のとおり
令和5年度予算額	91,887千円
費用の負担	全額市費負担

(2) 地域組織活動費補助事業

事業開始	昭和49年度
内 容	市内各地域の母親が協力して、地域児童の健全育成を推進するために、親子および世代間の交流や児童養育に関する研修ならびに児童の事故防止等の活動、その他児童福祉の向上に関する活動を行っている母親クラブに活動費を補助します。（指定管理児童館については、補助対象外）
会員数の状況	

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
クラブ数	21	20	20
会員数	513人	496人	492人

補 助 額 1クラブ当たり 180,000円（上限）

令和5年度予算額 3,281千円

費用の負担 全額市費負担

令和4年度 児童館および母と子の家利用状況(夜間貸館を含む)

(単位:人)

区分	幼児	小学生			中学生	高校生	計	1日平均	大学生	一般	合計	開館日数
		1~3年	4~6年	小計								
児童センター※1	791	1,928	1,333	3,261	2,255	346	6,653	22	0	1,387	8,040	306
西部児童館	108	1,498	1,402	2,900	334	57	3,399	12	20	550	3,969	294
谷地頭児童館	207	1,100	695	1,795	314	72	2,388	8	41	914	3,343	294
東川児童館	167	910	826	1,736	193	69	2,165	7	8	1,041	3,214	294
中島児童館	767	2,400	590	2,990	17	0	3,774	13	0	1,458	5,232	294
大森浜児童館	611	8,145	1,852	9,997	127	90	10,825	37	7	1,647	12,479	294
赤川児童館	664	7,714	5,895	13,609	544	193	15,010	51	13	3,648	18,671	294
鍛治児童館	256	2,251	2,568	4,819	563	44	5,682	19	0	1,545	7,227	294
山の手児童館	489	1,445	1,083	2,528	364	79	3,460	12	0	2,022	5,482	294
桔梗福祉交流センター	827	10,288	3,878	14,166	294	24	15,311	52	0	2,951	18,262	294
日吉が丘児童館	371	2,054	920	2,974	159	57	3,561	12	0	745	4,306	294
神山児童館※1	1,743	5,504	4,703	10,207	1374	407	13,731	47	37	4,542	18,310	294
上湯川児童館	493	1,424	1,014	2,438	216	77	3,224	11	0	2,091	5,315	294
深堀児童館	330	2,667	3,026	5,693	188	54	6,265	21	3	980	7,248	294
湯浜児童館	404	1,448	996	2,444	341	72	3,261	11	28	1,649	4,938	294
湯川児童館	313	648	356	1,004	6	2	1,325	5	0	904	2,229	294
旭岡児童館	429	2,199	3,026	5,225	3035	280	8,969	31	9	2,613	11,591	294
宮前児童館	430	1,591	672	2,263	106	31	2,830	10	0	1,797	4,627	294
大川児童館	110	848	508	1,356	17	0	1,483	5	0	274	1,757	294
五稜児童館	196	533	266	799	23	0	1,018	3	0	332	1,350	294
亀田港児童館	554	8,811	6278	15,089	330	20	15,993	54	20	4,025	20,038	294
富岡児童館※1	1,273	3,528	1,780	5,308	272	1	6,854	23	12	5,732	12,598	294
昭和児童館※1	392	2,421	1,039	3,460	1202	363	5,417	18	6	2,086	7,509	294
合計	11,925	71,355	44,706	116,061	12,274	2,338	142,598	21	204	44,933	187,735	6,774
古川母と子の家	101	211	144	355	110	1	567	2	0	287	854	294
合計	101	211	144	355	110	1	567	2	0	287	854	294
総合計	12,026	71,566	44,850	116,416	12,384	2,339	143,165	20	204	45,220	188,589	7,068
1日平均	41	243	152	395	42	8	486	0	1	154	640	-

※1 指定管理者制度導入

区分	幼児	小学生			中学生	高校生	大学生 一般	
		1~3年	4~6年	小計				
令和2年度	1日平均利用者数	43	239	128	368	36	6	146
	1館あたり利用者数	1.8	10.0	5.3	15.3	1.5	0.3	6.1
令和3年度	1日平均利用者数	42	247	128	375	40	8	137
	1館あたり利用者数	1.8	10.3	5.3	15.6	1.7	0.3	5.7
令和4年度	1日平均利用者数	41	243	152	395	42	8	155
	1館あたり利用者数	1.7	10.1	6.3	16.5	1.8	0.3	6.5

認定こども園・認可保育所・幼稚園・放課後児童クラブ

1 認定こども園等利用状況

認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持つ施設で、満3歳以上の子どもは、保護者が働いている、いないに関わらず利用できます。

認可保育所は、保護者の就労や疾病等の事由により家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行い、児童の心身の健全な発達を図る施設です。

令和5年4月1日現在の施設数、児童数等は以下のとおりです。

(1) 学齢前児童数（令和5年3月末日現在 住民基本台帳人口） (単位:人)

区分	総 数	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
児童数	7,217	1,025	1,090	1,192	1,197	1,351	1,362

(2) 利用児童数(令和5年4月1日現在) (単位:人)

区分	総 数	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
認定こども園(幼保連携型) 2号・3号 1,557 1号 1,065	71	258	335	271	316	306	
	0	0	1	324	367	373	
認定こども園(幼稚園型) 2号・3号 122 1号 424	6	31	32	14	21	18	
	0	0	2	124	147	151	
認定こども園(保育所型) 2号・3号 1,090 1号 176	60	187	247	184	180	232	
	0	0	0	57	63	56	
認可保育所	266	17	36	51	47	66	49
幼稚園	278	—	—	—	72	107	99
認可外保育施設	99	8	32	26	11	12	10
事業所内保育施設	255	9	65	74	42	35	30
市外の保育所等 2号・3号 11 1号 57	1	1	4	0	3	2	
	0	0	0	14	23	20	
計	5,400	172	610	772	1,160	1,340	1,346
学齢前児童数に対する利用率(%)	74.8%	16.8%	56.0%	64.8%	96.9%	99.2%	98.8%

※認可外保育施設および事業所内保育施設には市外の利用児童を含む。

(3) 市内の保育所等の施設数および入所児童数の推移 (各年度4月1日現在)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定こども園(幼保連携型)	施設数	28か所	28か所	29か所
	入所児童数 (2号・3号)	1,565人	1,591人	1,574人
	(1号)	1,125人	1,077人	1,065人
	定員	3,352人	3,392人	3,477人
定員充足率		80.3%	78.7%	75.9%
認定こども園(幼稚園型)	施設数	6か所	6か所	6か所
	入所児童数 (2号・3号)	140人	133人	123人
	(1号)	531人	461人	424人
	定員	793人	793人	798人
定員充足率		84.6%	74.9%	68.5%
認定こども園(保育所型)	施設数	19か所	20か所	20か所
	入所児童数 (2号・3号)	1,144人	1,145人	1,096人
	(1号)	191人	179人	176人
	定員	1,546人	1,593人	1,553人
定員充足率		86.4%	83.1%	81.9%
認可保育所	施設数	7か所	5か所	5か所
	入所児童数	420人	265人	268人
	定員	460人	330人	310人
	定員充足率	91.3%	80.3%	86.5%
幼稚園	施設数	6か所	6か所	5か所
	入所児童数	406人	378人	278人
	定員	760人	710人	545人
	定員充足率	53.4%	53.2%	51.0%
認可外保育施設 (事業所内保育施設を除く)	施設数	10か所	10か所	10か所
	入所児童数	98人	87人	99人
	定員	194人	215人	180人
	定員充足率	50.5%	40.5%	55.0%
事業所内保育施設	施設数	15か所	14か所	14か所
	入所児童数	355人	283人	255人
	定員	—	—	—
	定員充足率	—	—	—

※入所児童数は市外からの広域入所を含む。ただし、1号認定および幼稚園は除く。

2 特別な保育の実施施設（令和5年度実施予定施設 ※市の委託事業および補助事業を記載）

施設名	の保育延長短時間	延長保育			一時預かり		休日保育	病児保育	子育てサロン	保育所地域活動事業			
		30分	1時間	2時間	3時間	一般型				地域交流	育儿講座	保育の育児対応へ	
公立	認定こども園函館市つづじ保育園	○	○						○				
	小計	1		1					1				
私立	函館花園認定こども園	○	○				○		○				
	認定こども園函館亀田港保育園								○				
	認定こども園函館石川保育園					○			○				
	認定こども園真宗寺保育園						○						
	認定こども園函館福ちゃん保育園	○			○	○							
	青い鳥保育園	○			○					○	○		
	五稜郭認定こども園												
	なかよし認定こども園	○				○							
	神山保育園	○											
	認定こども園つぐみ保育園	○			○	○							
	かぜのこ認定こども園												
	あすなろ保育園					○							
	おおぞら保育園						○						
	認定こども園旭岡保育園	○			○	○							
	認定こども園コバト保育園												
	つくしの子保育園	○			○					○			
	函館大谷短期大学附属港認定こども園				○				○				
	認定こども園函館美原保育園	○			○	○			○				
	認定こども園函館桔梗保育園	○				○							
	赤川認定こども園	○			○	○			○				
	認定こども園函館市松陰保育園	○				○							
	中央認定こども園	○				○	○		○				
	亀田認定こども園	○					○						
	はまなす認定こども園	○				○	○						
	はこだて元町認定こども園	○					○						
	ゆりかご認定こども園	○					○						
	鍛治さくら認定こども園	○				○	○		○				
	認定こども園杉の子保育園					○	○	○					
	認定こども園函館深堀保育園						○			○			
	函館認定こども園						○	○					
	人見認定こども園	○				○							
	認定こども園函館高砂保育園	○					○						
	いづみ認定こども園						○	○					
	認定 根崎こども園	○				○	○						
	認定こども園函館上湯川保育園						○						
	函館三育認定こども園	○			○	○	○						
	うみの星認定こども園	○					○						
	つくし認定こども園	○					○						
	駒場認定こども園	○					○						
私立	函館大谷短期大学附属認定こども園						○						
	認定こども園函館ちとせ幼稚園						○	○					
	幼保連携型認定こども園							○	○				
	認定こども園 国の華幼稚園						○	○					
	認定こども園総合施設函館若葉幼稚園	○					○						
	認定こども園高丘幼稚園						○	○					
	南かやべ認定こども園						○			○			
	認定こども園太陽の子幼稚園												
	認定こども園第二太陽の子幼稚園	○					○						
	認定こども園函館ひかり幼稚園							○					
	認定こども園龍谷幼稚園							○					
	認定こども園花園大谷幼稚園							○					
	認定こども園函館大谷幼稚園							○					
	認定こども園ききょう幼稚園							○					
	認定こども園愛幼稚園							○	○				
	認定こども園愛旭岡幼稚園							○	○				
	認定こども園函館藤幼稚園												
	認定こども園カトリック湯の川幼稚園								○				
	認定こども園元町白百合幼稚園								○				
	認定こども園亀田ゆたか幼稚園								○				
	函館短期大学付属幼稚園								○				
	函館白百合学園幼稚園							○	○				
	函館あおい認定こども園								○				
	函館めぐみ幼稚園								○				
	函館短期大学つどいの広場									○			
	大森浜子育てサロン									○			
	私立 計	2	26	0	1	0	24	48	2	0	12	2	1 0
	合 計	3	26	1	1	0	24	48	2	0	13	2	1 0

※空欄部分は、該当施設での設定なし

(1) 特定教育・保育施設療育支援補助事業

事業開始 昭和 53 年度(旧障害児保育運営費補助事業)(平成 27 年度改正)
内 容 心身に軽度や中度の障がいを有し、集団保育が可能な児童を受け入れ、健常児と一緒に保育を行っている認可保育所および認定こども園に運営費を補助します。

実施状況

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
施設数	7	8	7
利用延人数	182 人	174 人	180 人

令和 5 年度予算額 16,800 千円

費用の負担 認定こども園(幼稚園型)2 号、3 号および認定こども園(保育所型)1 号のみ
補助基本額の 3 分の 2(国 1/3,道 1/3)の補助があり、その他は全額市費負担

(2) 保育所地域活動事業運営費補助金

事業開始 平成 2 年度(令和 4 年度改正)
内 容 地域住民の多様化する保育需要に対応するため、保育所が有する専門的機能を活用した各種事業を行っている認可保育所に運営費を補助します。

実施状況(令和 3 年度まで) (単位:か所)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度
世代間交流	0	0
保護者への育児講座	0	0
異年齢児との交流	0	0
計	0	0

実施状況(令和 4 年度から) (単位:か所)

区分	令和 4 年度
地域交流	0
地域の子育て家庭への育児講座	0
地域の特性に応じた保育需要への対応	0
計	0

令和 5 年度予算額 375 千円 ※令和 2・3・4 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施

費用の負担 全額市費負担

(3) 一時預かり事業運営費補助事業

事業開始 平成 3 年度(平成 27 年度改正)
内 容 保護者の就労や疾病、入院等のほか、育児に伴う心理的・身体的負担を解消するためなど、一時的に保育を必要とする児童を受け入れる認可保育所、幼稚園および認定こども園に運営費を補助します。

実施状況 (単位:人)

区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用延人数	一般型	6,645	6,889	4,443
	幼稚園型	179,830	174,550	172,108

令和 5 年度予算額 192,087 千円

費用の負担 補助基本額 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3) の補助があります。

(4) 地域子育て支援センター事業(再掲)

P.21 に掲載

(5) 延長保育運営費補助事業

事業開始 平成 2 年度(平成 27 年度改正)
内 容 保護者の就労形態の多様化等に対応するため、通常の利用時間以外の時間において、引き続き保育を実施する認可保育所および認定こども園に運営費を補助します。

実施状況 (単位:か所)

区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
標準時間	30 分延長	24	26	25
	1 時間延長	1	0	0
	2 時間延長	1	0	0
短時間	1 時間延長	0	0	0
	2 時間延長	0	0	0
	3 時間延長	0	0	1
計		26	26	26

令和 5 年度予算額 14,463 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3) の補助があります。

(6) 実費徴収に係る補足給付事業

事業開始 平成 27 年度
内 容 子ども・子育て支援法に規定する支給認定保護者のうち、生活保護世帯等の保護者に対し、認可保育所、幼稚園および認定こども園において、支払うべき給食費(副食材料費)、教材費・行事費等の一部を補助します。

実施状況

区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
施設数		3	3	3
延人数		118 人	70 人	101 人

令和 5 年度予算額 303 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3) の補助があります。

3 令和5年度(2023年度) 函館市保育料

令和5年度(2023年度) 雨館市保育料基準額表（保育認定0～2歳児クラス）

- 1 この保育料基準額表は、令和2年4月2日以降生まれのお子さんの保育料算定に適用します。令和5年度中に満3歳に達したお子さんは2歳児クラスのため、令和5年度中はこの保育料基準額表の保育料がかかります。

- 2 保育料は、世帯の市町村民税額（4月分から8月分は前年度、9月分から翌3月分は当該年度）の課税状況や保護者の市町村民税額の合計額をもとに階層を認定し、保育必要量（保育標準時間、保育短時間）や世帯の状況等によって決定します。また、多子世帯については保育料が軽減されます。

保育料算定の市町村民税所得割額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足し戻した額（減税前の金額）で計算します。

(单位：円／月)

階層区分			多子 軽減	右記以外の世帯						ひとり親・障がい者世帯					
				保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間		
				第1子	第2子	第3子 以降	第1子	第2子	第3子 以降	第1子	第2子	第3子 以降	第1子	第2子	第3子 以降
生活保護世帯または支援給付世帯 ^{※1}	A			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村民税が課税されていない世帯	B			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村民税均等割のみ課税されている世帯	C1			7,800	0	0	7,600	0	0	3,900	0	0	3,800	0	0
24,300円未満	C2			12,300	0	0	12,100	0	0	6,150	0	0	6,050	0	0
24,300円以上 48,600円未満	C3	多子 (生 計 を一 にす る子 ども) ※ 2	16,700	0	0	16,400	0	0	7,850	0	0	7,700	0	0	0
48,600円以上 53,100円未満	D1		20,400	0	0	20,000	0	0	9,000	0	0	9,000	0	0	0
53,100円以上 62,100円未満	D2		21,800	0	0	21,400	0	0	9,000	0	0	9,000	0	0	0
62,100円以上 77,101円未満	D3		25,100	0	0	24,700	0	0	9,000	0	0	9,000	0	0	0
77,101円以上 80,600円未満	D4		25,100	0	0	24,700	0	0	25,100	0	0	24,700	0	0	0
80,600円以上 98,600円未満	D5		28,500	0	0	28,100	0	0	28,500	0	0	28,100	0	0	0
98,600円以上 116,600円未満	D6		32,900	0	0	32,300	0	0	32,900	0	0	32,300	0	0	0
116,600円以上 134,600円未満	D7		36,400	0	0	35,800	0	0	36,400	0	0	35,800	0	0	0
134,600円以上 158,200円未満	D8		40,000	0	0	39,400	0	0	40,000	0	0	39,400	0	0	0
158,200円以上 169,000円未満			43,600	0	0	43,000	0	0	43,600	0	0	43,000	0	0	0
169,000円以上 171,900円未満			43,600	21,800	0	43,000	21,500	0	43,600	21,800	0	43,000	21,500	0	0
171,900円以上 294,900円未満	D9	多子 (小 学 校 就 年 齢 前 制 限 ど も)	47,600	23,800	0	46,700	23,350	0	47,600	23,800	0	46,700	23,350	0	0
294,900円以上 366,900円未満	D10		51,700	25,850	0	50,800	25,400	0	51,700	25,850	0	50,800	25,400	0	0
366,900円以上 416,400円未満	D11		55,800	27,900	0	54,900	27,450	0	55,800	27,900	0	54,900	27,450	0	0
416,400円以上 456,600円未満	D12		59,700	29,850	0	58,500	29,250	0	59,700	29,850	0	58,500	29,250	0	0
456,600円以上 491,700円未満	D13		64,400	32,200	0	63,200	31,600	0	64,400	32,200	0	63,200	31,600	0	0
491,700円以上 523,800円未満	D14		69,000	34,500	0	67,800	33,900	0	69,000	34,500	0	67,800	33,900	0	0
523,800円以上 556,800円未満	D15		73,700	36,850	0	72,100	36,050	0	73,700	36,850	0	72,100	36,050	0	0
556,800円以上 589,800円未満	D16		78,400	39,200	0	76,800	38,400	0	78,400	39,200	0	76,800	38,400	0	0
589,800円以上	D17		86,200	43,100	0	84,600	42,300	0	86,200	43,100	0	84,600	42,300	0	0

※1 階層区分のAに該当する世帯は、生活保護受給世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受給している世帯となります。

*2 年齢にかかわらず生計を一にしている子どものうち、年齢が高い順に第1子、第2子と数え、第2子以降は無料となります。

生計を一にする子どもが別居している場合は、生計を一にしていること（仕送りをしている等）を記載した申立書の提出が必要となります。なお、生計を一にする子どもが函館市外に居住している場合は、教育・保育給付認定保護者またはその配偶者の子どもであることが確認できる書類（戸籍謄本等）も必要となります。

※3 同一世帯の小学校就学前で、かつ、保育所等（認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、特別支援学校の幼稚部もしくは情緒障害児短期療治施設の通所部）に在籍、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している子どものうち、年齢が高い順に第1子、第2子と数え、第1子は全額、第2子は半額、第3子以降は免除となります

4 私立特定教育・保育施設に対する助成

(1) 質向上事業給付金

事業開始

平成 27 年度

内 容

私立の特定教育・保育施設において、特色のある教育・保育を実践するため、多様な教育・保育サービスを提供するための費用の一部を給付金として支給します。

実施状況

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
施設数	31	41	43
給付金額	36,113 千円	48,933 千円	50,286 千円

令和 5 年度予算額 56,163 千円

費用の負担 全額市費負担

(2) 保育体制強化事業費補助金

事業開始 令和元年度

内 容 私立の特定教育・保育施設において、保育に係る周辺業務を行う者を配置するための費用の一部を補助します。

実施状況

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
施設数	21	18	23
給付金額	16,106 千円	14,828 千円	23,315 千円

令和 5 年度予算額 43,680 千円

費用の負担 補助対象額の 4 分の 3(国 1/2, 道 1/4) の補助があります。

5 認可外保育施設に対する助成

(1) 低年齢児保育対策事業

事業開始

平成 10 年度

内 容

女性の社会進出の増大や就労形態の多様化に伴い、低年齢児の保育ニーズが高まっていることから、認可外保育施設に入所する低年齢児の福祉向上を図ります。

補助状況

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
施設数	1	1	1
補給金額	2,255 千円	2,255 千円	2,255 千円

令和 5 年度予算額 2,255 千円

費用の負担 全額市費負担

6 児童福祉施設に対する助成

(1) 児童福祉施設産休等代替職員費補助事業

事業開始 平成 17 年度

内 容 児童福祉施設の保育士等職員が出産または傷病のため、長期休暇を必要とし、代替職員を任用した場合の所要経費を補助し、職員の母体の保護または専心療養の保障を図るとともに、施設における児童の処遇を確保します。

実施状況

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
申請件数	0	2	6
補助金額	0 千円	441 千円	1,938 千円

令和 4 年度予算額 1,892 千円

費用の負担 全額市費負担

7 地域放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の概要

(1) 放課後児童健全育成事業

事業開始 平成 11 年度

利用状況 放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、その健全な育成を図ることを目的とし、父母会や NPO 法人などの団体が市からの委託を受け、運営しています。

学年別入所児童数 (令和 5 年 4 月 1 日現在) (単位:人)

区分	総 数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
児童数	2,714 (70)	603 (14)	623 (15)	547 (12)	422 (10)	308 (9)	211 (10)

※ ()は、障がいがある児童の内数

推 移

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
施設数	64	68	68
入所児童数	2,488 人	2,648 人	2,714 人

令和 5 年度予算額 1,044,617 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(2) 学童保育施設整備事業

事業開始 平成 15 年度

内 容 「函館市における放課後児童健全育成事業の基本的なあり方」に基づき、公共施設(学校内余裕教室等)の活用を推進します。

実施状況

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
整備施設数	0	0	1

令和 5 年度予算額 0 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

令和5年度 校区別放課後児童クラブ開設状況

(令和5年4月1日現在)

No.	小学校名	校区内の放課後児童クラブ	
		名称	実施場所
1	弥生小学校	共同学童保育所ちびっ子クラブ	学校併設
2	青柳小学校	学童保育所来夢	余裕教室
		学童クラブひのてん	民家等
3	あさひ小学校	共同学童保育所どんぐりクラブ	民家等
4	中央小学校	学童クラブさんさんさん	民家等
5	北星小学校	学童保育所こばとクラブ	余裕教室
6	八幡小学校	共同学童保育所第1風の子クラブ	民家等
		共同学童保育所第2風の子クラブ	余裕教室
		共同学童保育所第3風の子クラブ	民家等
7	港小学校	学童保育所たんぽぽクラブ	児童館
		学童保育所第二たんぽぽクラブ	民家等
		学童保育所ひだまりクラブ	民家等
8	中島小学校	共同学童保育所たけのこクラブ	余裕教室
9	千代田小学校	国の華幼稚園キリンクラブ	認定こども園
10	柏野小学校	学童保育所わんぱくクラブ	民家等
		学童保育じやんぶ杉並町クラブ	民家等
11	大森浜小学校	大森浜学童保育所あかねキッズクラブ大森浜	児童館
		学童保育所につこにこクラブ	民家等
		あおぞら共同学童保育所	民家等
12	駒場小学校	学童保育所ぼうけんクラブ	余裕教室
		学童保育所乃木ぼうけんクラブ	民間専用施設
13	深堀小学校	学童保育所スマイルキッズクラブ	民間専用施設
		学童保育所スマイルキッズクラブⅡ	民間専用施設
14	日吉が丘小学校	日吉が丘学童保育所あかねキッズクラブ日吉	余裕教室
		日吉が丘学童保育所あかねキッズクラブ日吉第2	余裕教室
15	北日吉小学校	共同学童保育所ボプラクラブ	余裕教室
		学童保育所日吉クラブ	民家等
16	湯川小学校	湯川共同学童保育所はらっぱクラブ	民家等
17	高丘小学校	高丘幼稚園学童クラブスピリッツ	認定こども園
18	上湯川小学校	学童保育所すずらんクラブ	余裕教室
19	旭岡小学校	学童保育所にじのはなクラブ	民家等
20	銭亀沢小学校	共同学童保育所キティーズクラブ	余裕教室
21	桔梗小学校	共同学童保育所ききょうクラブ第1	民家等
		共同学童保育所ききょうクラブ第2	民家等
		アフタースクールライラック	認定こども園
		学童保育所いちばん星クラブいちばん	民間専用施設
		学童保育所いちばん星クラブほし	民間専用施設
		学童保育所いちばん星クラブすばる	民間専用施設
22	中の沢小学校	共同学童クラブ宝島	児童館
		学童アライブ	幼稚園
		学童保育所ランプ *	民家等
23	北昭和小学校	学童保育所森の聖	民家等
		学童保育所森のきのこ	民家等
24	昭和小学校	共同学童保育所昭和ありんこクラブ	民家等
		共同学童保育所昭和ありんこクラブ1丁目	民家等
		学童保育じやんぶ昭和クラブ	民家等
25	亀田小学校	チャイルドケアスコレ	民家等
		共同学童保育所亀田ありんこクラブ第1	余裕教室
		共同学童保育所亀田ありんこクラブ第2	余裕教室
		共同学童保育所亀田ありんこクラブ第3	余裕教室
		放課後児童クラブらるご	余裕教室
26	赤川小学校	学童クラブてんからとんころ	民家等
27	中央小学校	美原共同学童保育所どじょっ子クラブ	余裕教室
28	北美原小学校	共同学童保育所元気クラブ	児童館
		学童保育所北美原たいようクラブ	民家等
		学童保育所北美原第2たいようクラブ	民家等
		学童保育所北美原第3たいようクラブ	民家等
		学童保育楽	民家等
29	鍛神小学校	学童保育所「ひかりのおくりものいっ稚」	民間専用施設
		共同学童保育海の子クラブ	余裕教室
		共同学童保育海の子クラブ第2	余裕教室
		学童保育じやんぶ中道クラブ	民家等
30	神山小学校	学童保育所地蔵っ子クラブ	民間専用施設
		学童保育所第二地蔵っ子クラブ	民間専用施設
31	東山小学校	学童保育所おひさまいろクラブ	民家等
		学童保育所第二おひさまいろクラブ	民家等
		学童保育所第三おひさまいろクラブ	民間専用施設
32	本通小学校	共同学童保育所本通クラブ	民家等
33	南本通小学校	花園学童クラブ	民家等
	合計		69か所

※「*」が付いているクラブは市の委託を受けておりません。

青少年健全育成

1 放課後子ども教室推進事業

事業開始 平成 19 年度

内 容 放課後に小学校の余裕教室等を活用した安心・安全な子どもの活動場所を設け、地域の方々の参画を得て、遊びや体験活動などを実施します。

開催状況

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
開催回数	97 回	96 回	123 回
延参加児童数	3,904 人	3,340 人	4,907 人

令和 5 年度予算額 4,345 千円

費用の負担 補助対象額の 3 分の 1 の国庫補助があります。

2 街頭補導活動

事業開始 昭和 34 年度

内 容 青少年の非行を未然に防止し、早期に適切な指導を行うため、育成補導員および少年補導委員が、カラオケボックス、ゲームセンターなどを巡回します。

実施状況

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
補導	12 人	6 人	16 人
注意	226 人	286 人	418 人

令和 5 年度予算額 820 千円

費用の負担 全額市費負担

3 有害図書等販売状況一斉立入調査

内 容 北海道青少年健全育成条例に基づき、書店やカラオケボックス等への一斉立入調査を 7 月または 11 月に実施し、青少年の健全育成の立場から店主等への指導および協力依頼を行います。

実施状況

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
調査件数	21 件	22 件	21 件

4 地域子ども交歓会への賞状の交付

内 容 少年野球等の交歓会に対して賞状を交付し、地域相互の友情と健康で明るい子どもの育成を図ります。

実施状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付交歓会	1件	2件	2件
賞状	10枚	14枚	15枚

令和5年度予算額 1千円

費用の負担 全額市費負担

5 青少年育成フォーラム

事業開始 昭和58年度

内 容 青少年の健全育成を図るため、保護観察所、渡島総合振興局、函館地区保護司会との共催によりフォーラムを開催するもので、内閣総理大臣や北海道知事のメッセージ伝達や少年の主張渡島地区大会入賞者の発表などを行います。

令和5年度予算額 5千円

費用の負担 共催している各関係機関において、役割に応じて予算の範囲内で負担

6 青少年活動表彰

事業開始 昭和46年度

内 容 青少年活動に顕著な功績のあった方や他の模範となる行いをした方などを表彰し、青少年の健全育成を推進します。

実施状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
青少年育成功労賞	1団体	4人	3人
勤労青少年サークル育成指導賞	該当なし	該当なし	該当なし
ジュニア活動賞	4人	2人	該当なし
青少年活動貢献賞	該当なし	該当なし	該当なし

令和5年度予算額 68千円

費用の負担 全額市費負担

7 はこだてキッズタウン

事業開始 平成 22 年度

内 容 ボランティアによる出展企業等の協力のもとで、子どもたちが様々な職業体験を行うとともに、その就労体験で得た疑似通貨による消費体験を行います。

実施状況

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
募集人数			
出展(体験)数	中止	中止	中止

令和 5 年度予算額 502 千円

費用の負担 実行委員会負担金として経費の一部を負担しています。

8 青少年自立支援事業

事業開始 平成 24 年度

内 容 自立援助ホームの入所者の就労および自立を促進するため、自立援助ホーム入所者が普通自動車運転免許を取得する際の経済的な支援を図ります。

令和 4 年度予算額 100 千円

費用の負担 全額市費負担

各種手当・助成

1 各種手当制度

(1) 遺児手当

事業開始	昭和 48 年 12 月 1 日 (平成 8 年 4 月改正)			
内 容	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある、父および母を失った遺児または不慮の事故、災害により父母のいずれかを失った遺児の養育者に手当を支給します。			
手当月額	父および母を失った遺児 1 人につき			
	① 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで 3,000 円			
	② 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで(①を除く) 5,000 円			
	不慮の事故または災害により父母のいずれかを失った遺児 1 人につき			
	② 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで 1,500 円			
	③ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで(①を除く) 2,500 円			
支給状況	(各年度4月1日現在 単位:人)			
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数	父母を失った者	12	14	12
	父母のいずれかを失った者	12	9	8
対象遺児数	父母を失った者	① 9	10	9
		② 5	5	5
	父母のいずれかを失った者	① 13	11	9
		② 6	5	4

注)①, ②は手当月額欄を参照

令和 5 年度予算額 1,296 千円

費用の負担 全額市費負担

(2) 児童手当

事業開始 昭和 47 年 1 月 1 日

内 容 <児童手当>

中学校修了前(15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで)の児童を養育している方に手当を支給します。なお、平成 24 年 6 月分以降に、一定の所得要件を満たす方に支給します。

<特例給付>

平成 24 年 6 月分以降の児童手当の受給者で、所得制限により児童手当を受給できない方に支給します(当面の間の特例措置です)。

※令和 4 年 6 月分から、児童を養育している方の所得が所得上限額以上の場合、児童手当等は支給しません。

手当月額	3 歳未満	15,000 円
	3 歳以上小学校修了前第 1 子および第 2 子	10,000 円
	3 歳以上小学校修了前第 3 子以上	15,000 円
	小学校修了後中学校修了まで	10,000 円
特例給付		5,000 円

支給状況 (各年度 4 月 1 日現在 単位:人)

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	児童手当	特例給付	児童手当	特例給付	児童手当	特例給付
受給者数	13,078	606	12,638	574	12,097	254
対象児童数	20,603	967	19,981	948	19,048	418

令和 5 年度予算額 2,503,265 千円

費用負担割合

区分		国	道	市
3歳未満	被用者	37/45	4/45	4/45
	非被用者	4/6	1/6	1/6
3歳以上	第1子, 第2	4/6	1/6	1/6
小学校修了前	第3子以降	4/6	1/6	1/6
中学生		4/6	1/6	1/6
特定施設等入所児童		4/6	1/6	1/6

(3) 児童扶養手当

事業開始

昭和 37 年1月1日

内 容

父または母がいない(離婚, 死亡等のほか父または母が精神や身体に国の定める程度の障がいがある場合, 生死不明, 遺棄, 拘禁等を含む。)または父母ともにいない 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある(精神や身体に国の定める程度の障がいがある場合は 20 歳未満の)児童の養育者に対し手当を支給することにより, その生活の安定を図ります。

手当月額

児童 1 人の場合 10,410 円～44,140 円

児童 2 人目加算額 5,210 円～10,420 円

児童 3 人目以降加算額 3,130 円～ 6,250 円

※ 手当月額は所得金額によって異なります。

支給状況 (各年度4月1日現在 単位:人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数	3,337	3,225	3,026
対象児童数	4,749	4,593	4,276

令和 5 年度予算額 1,401,734 千円

費用の負担 負担対象額の 3 分の 1 の国庫負担があります。

2 各種助成制度

(1) 子ども医療費助成

事業開始 昭和 48 年 6 月 1 日
内 容 満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子どもが、医療機関で診療を受けたときの保険診療に係わる医療費を助成します。
受給資格のある全ての子どもの医療費について自己負担が無料です。

助成方法 北海道内の医療機関:現物給付 その他:現金給付

医療費の推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者(年間平均:人)	19,997	19,457	18,803
受診件数(年間)	224,836	240,800	238,105
1人当たり(件)	11.2	12.4	12.7
助成費(年間)	339,557,479	395,865,279	433,519,691
1人当たり(円)	16,980	20,346	23,056
1件当たり(円)	1,510	1,644	1,821

令和 5 年度予算額 576,569 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の道費補助があります。

(2) ひとり親家庭等医療費助成

事業開始 昭和 48 年 9 月 1 日
内 容 20 歳未満の子とひとり親家庭の母または父が医療機関で診療を受けたときの保険診療に係わる医療費を助成します。
受給資格のある全ての子どもの医療費について自己負担が無料です。
※母または父は入院および指定訪問看護のみ助成。

助成方法 北海道内の医療機関:現物給付 その他:現金給付

医療費の推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者(年間平均:人)	7,741	7,437	7,101
受診件数(年間)	42,411	43,220	42,666
1人当たり(件)	5.5	5.8	6.0
助成費(年間)	93,429,946	101,338,265	106,158,400
1人当たり(円)	12,069	13,626	14,950
1件当たり(円)	2,203	2,345	2,488

令和5年度予算額 117,286 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の道費補助があります。

ひとり親家庭に対する支援

1 ひとり親家庭に対する支援策

(1) ひとり親家庭サポート・ステーション

事業開始 昭和 28 年度
内 容 母子家庭・父子家庭や寡婦の方の各種の相談に応じるため、「ひとり親家庭サポート・ステーション」(令和元年 7 月に「母子・父子自立支援・女性相談室」から名称変更)に専門の相談員(母子・父子自立支援員)(会計年度任用職員 5 人)を配置しています。
設置場所 福祉事務所子育て支援課内、福祉事務所亀田福祉課内

相談状況 (単位:件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活一般	611 (7)	808 (30)	836 (44)
うちDV関係	14 (0)	6 (0)	9 (0)
児童	256 (8)	204 (18)	231 (14)
生活援護	1,027 (52)	1,020 (98)	1,024 (70)
その他	124 (0)	91 (0)	69 (1)
計	2,018 (67)	2,123 (146)	2,160 (129)

※()内は総数のうち父子相談の件数

令和 5 年度予算額 253 千円(ひとり親家庭関連事務費)

費用の負担 全額市費負担

(2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

事業開始 母子福祉資金 昭和 39 年 7 月 1 日、寡婦福祉資金 昭和 44 年 11 月 1 日

※中核市移行により北海道から移管(平成 17 年 10 月)

父子福祉資金 平成 26 年 10 月 1 日

内 容 母子家庭および父子家庭ならびに寡婦家庭の生活の安定と経済的自立更生を図るため、必要な各種資金の貸付をします。

令和 5 年度予算額 129,171 千円

費用の負担 全額市費負担

貸付金の種類(令和5年度)

(令和5年4月1日現在)

貸付金の種類	貸付対象者	貸付金の貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦 母子・父子福祉団体	3,260,000円以内 (団体4,890,000円以内)	貸付の日から 1年間	据置期間経 過後 7年以内	無利子 ※1
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦 母子・父子福祉団体	1,630,000円以内 (団体1,630,000円以内)	貸付の日から 6か月	据置期間経 過後 7年以内	無利子 ※1
修学資金	母子・父子 家庭の児童 父母のない 児童 寡婦の子	高校 私立月額 52,500円以内 公立月額 34,500円以内	卒業後6か月	据置期間経 過後 20年以内	無利子
		高専 私立月額 115,000円以内 公立月額 76,500円以内			
		短大 私立月額 131,000円以内 公立月額 96,500円以内			
		大学 私立月額 146,000円以内 公立月額 108,500円以内			
		大学院 修士課程 132,000円以内 博士課程 183,000円以内			
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦	月額 68,000円以内 (自動車運転免許取得の場合 460,000円以内) (特別の場合816,000円以内)	習得期間満了後 1年間	据置期間経 過後 20年以内	無利子 ※1
修業資金	母子・父子家庭の 児童 父母のない児童 寡 婦 の 子	月額 68,000円以内 (特別の場合460,000円以内)	技能習得後 1年間	据置期間経 過後 20年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子家庭の 児童 父母のない児童 寡 婦	105,000円以内 (特別の場合340,000円以内)	貸付の日から 1年間	据置期間経 過後 6年以内	無利子※2
医療介護資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子家庭の 児童 寡 婦	340,000円以内 (特別の場合480,000円以内) (介護の場合500,000円以内)	医療または介護を受 ける期間満了後 6か月	据置期間経 過後 5年以内	無利子 ※1
生活資金	母子家庭の 母 父子家庭の 父 寡 婦	月額 108,000円以内 (生計中心者でない場合または現に扶養する子の いない寡婦70,000円以内) (技能習得期間中の場合 141,000円以内)	技能習得、医療介護 生活安定貸付期間 満了後6か月	据置期間経過 後 技能習得20年 以内 医療介護5年 以内 生活 8年 以内 失業 5年 以内	無利子 ※1
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦	1,500,000円以内 (特別の場合2,000,000円以内)	貸付の日から 6か月	据置期間経 過後 6年以内(特 別な場合7 年以内)	無利子 ※1
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦	260,000円以内	貸付の日から 6か月	据置期間経 過後 3年以内	無利子 ※1
就学支度資金	母子・父子 家庭の児童 父母のない 児童 寡婦の子	小学校 64,300円以内 中学校 81,000円以内 高校 160,000円以内 (私立または専修学校の高等課程 420,000円以内) 大学、短大、大学院 420,000円以内 (私立または専修学校の専門課程 590,000円以内) 修業施設 282,000円以内	卒業後6か月	据置期間経 過後 20年以内	無利子
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦の子	310,000円以内	貸付の日から 6か月	据置期間経 過後5年以 内	無利子 ※1

※1 連帯保証人を立てた場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は年1.0%となります。

※2 子にかかる申請の場合は、連帯保証人の有無に関わらず無利子となります。

本人にかかる申請の場合は、連帯保証人を立てた場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は年1.0%となります。

貸付金の実施状況

(単位:件, 千円)

資金の種類	区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始	母子	0	0	0	0	0	0
	父子	0	0	0	0	0	0
	寡婦	0	0	0	0	0	0
事業継続	母子	0	0	0	0	0	0
	父子	0	0	0	0	0	0
	寡婦	0	0	0	0	0	0
修学	母子	40	26,137	50	34,271	44	36,413
	父子	3	3,020	8	5,530	4	3,583
	寡婦	2	1,440	1	1,032	2	1,536
技能習得	母子	4	1,803	2	1,116	4	1,763
	父子	0	0	1	100	0	0
	寡婦	0	0	0	0	0	0
修業	母子	3	1,584	1	792	2	834
	父子	0	0	0	0	0	0
	寡婦	0	0	0	0	0	0
就職支度	母子	1	71	0	0	1	100
	父子	0	0	0	0	0	0
	寡婦	0	0	0	0	0	0
医療介護	母子	0	0	0	0	0	0
	父子	0	0	0	0	0	0
	寡婦	0	0	0	0	0	0
生活	母子	5	950	8	1,640	5	1,280
	父子	0	0	0	0	1	75
	寡婦	0	0	0	0	0	0
住宅	母子	0	0	0	0	0	0
	父子	0	0	0	0	0	0
	寡婦	0	0	0	0	0	0
転宅	母子	3	570	4	797	0	0
	父子	0	0	0	0	1	260
	寡婦	0	0	0	0	0	0
就学支度	母子	41	13,712	35	13,054	34	14,990
	父子	5	1,550	2	957	0	0
	寡婦	2	833	2	980	0	0
結婚	母子	0	0	0	0	0	0
	父子	0	0	0	0	0	0
	寡婦	0	0	0	0	0	0
計	母子	97	44,827	100	51,670	90	55,380
	父子	8	4,570	11	6,587	6	3,918
	寡婦	4	2,273	3	2,012	2	1,536

(3) 母子生活支援施設(母子ホーム)

内 容 母子家庭の母と子が一緒に入所する施設で、自立できるまでの期間、常駐する母子指導員等が、生活全般を支援します。

入所状況

(各年度4月1日現在)

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
松陰母子ホーム	18世帯	41人	18世帯	40人	18世帯	43人
高砂母子ホーム	20世帯	51人	19世帯	49人	19世帯	50人
計	38世帯	92人	37世帯	89人	37世帯	93人

令和5年度予算額 162,362千円

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担があります。

(4) 身元保証人確保対策事業

事業開始 平成19年度

内 容 母子生活支援施設に入所中または退所した母子に対し、就職やアパート等の賃借時、就職時、大学・高等学校など教育機関入学時、入院時に、身元保証人を確保し、社会的自立を支援します。

令和5年度予算額 43千円

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫補助があります。

(5) 母子・父子福祉センター

内 容 母子・父子家庭・寡婦の方々を対象に各種の相談に応じるとともに、自立促進のための技能習得事業や生きがいを深め、健康で明るい生活を送ってもらうための趣味・教養教室を開催します。

所在地 若松町33番6号 函館市総合福祉センター3階

面 積 471.49 m²(共用部分は除く。)

委託先 (社福)函館市社会福祉協議会

開 館 平成6年4月1日

開館時間 午前9時～午後9時

設 備 技能習得室、教養娯楽室、相談室、会議室、保育室、事務室

令和元年度実施事業

技能習得事業(ワード教室、エクセル教室)

趣味・教養等教室(料理、歌謡、ヨガ、書道、体操他)

利用状況

(単位:件、人)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
技能習得室	23	172	43	380	83	656
教養娯楽室	206	1,445	234	1,500	226	1,661
保育室	45	279	30	164	31	204
第1会議室	266	1,931	333	2,368	382	2,495
第2会議室	318	2,040	373	2,282	395	2,472
計	858	5,867	1,013	6,694	1,117	7,488

令和4年度予算額 保健福祉部所管

(6) ひとり親家庭のしおり

事業開始 平成 6 年度
内 容 ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、各種制度や相談窓口等を紹介した冊子を作成し、ひとり親になられた方等へ配付します。
令和 5 年度予算額 660 千円 (1,000 部)
費用の負担 ふるさと寄付金

(7) ひとり親家庭等日常生活支援事業

事業開始 平成 16 年度
内 容 ひとり親家庭等の方が、疾病等の理由で一時的に生活援助等のサービスが必要な場合に、その生活を支援する者を派遣します。
① 生活援助 利用者の居宅において、利用者が在宅している際に食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、買い物等の支援を行います。
② 子育て支援 支援員の居宅において、乳幼児の保育や小学 6 年生までの児童を預かります。(令和 4 年度から実施)
実施団体 (社福)函館市社会福祉協議会(生活援助)
(株)ケア・スキル(ヘルパーステーション笑福)(生活援助)
チャイルド・サポート・あひる(子育て支援)
利用時間 午前 8 時～午後 6 時
利用料金 生活保護、市民税非課税世帯 無料(生活援助、子育て支援)
(1 時間あたり) 児童扶養手当支給水準の世帯 150 円(生活援助), 70 円(子育て支援)
その他の世帯 300 円(生活援助), 150 円(子育て支援)

令和 5 年度予算額 1,609 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

実施状況 (単位: 日)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用日数	生活援助	255	278	301
	子育て支援	—	—	6

(8) 母子家庭等自立支援給付金支給事業

事業開始 平成 16 年度

内 容 母子家庭の母または父子家庭の父の主体的な能力開発に対する取り組みを支援し、資格取得期間中の安定した修業環境の提供や経済的自立を促進するため各種給付金を支給します。

① 自立支援教育訓練給付金

教育訓練講座の受講者に受講料の一部を支給します。

一般・特別教育訓練受講の場合 12,000 円～200,000 円(上限)

専門実践教育訓練受講の場合 1,600,000 円(上限)

(受講料の 60%, 雇用保険の対象となる場合はその差額)

② 高等職業訓練促進給付金等

ア 高等職業訓練促進給付金

看護師、介護福祉士、保育士、歯科衛生士、美容師、調理師、製菓衛生師などの資格取得のため 1 年以上(令和 3 年度から半年以上)養成機関で修業する者に対し、生活の負担の軽減を図るため、申請月以降の修業期間(上限 4 年間)に次の給付金を支給します。

市民税非課税世帯	月額 100,000 円(最終年は 140,000 円)
上記以外の世帯	月額 70,500 円(最終年は 110,500 円)

イ 高等職業訓練修了支援給付金

・市民税非課税世帯 50,000 円

・上記以外の世帯 25,000 円

実施状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立支援教育訓練給付金	4人	3人	7人
高等職業訓練促進給付金	9人	11人	12人

令和 5 年度予算額 15,995 千円

費用の負担 補助基準額の 4 分の 3 の国庫補助があります。

(9) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

事業開始 平成 16 年 7 月

※中核市移行により、平成 17 年 10 月北海道から移管、以降北海道と函館市の合同で運営

内 容 母子家庭の母および父子家庭の父ならびに寡婦に対する総合的な自立支援策の一環として、就業相談、講習会などを柱とした事業を展開し、就業を促進します。

(就業相談員 1 名、就業促進員 1 名を配置)

所 在 地 若松町 35 番 16 号

委 託 先 (社福) 函館市民生事業協会

利用状況

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
就業相談	251 件	174 件	201 件
企業訪問	61 件	56 件	78 件
就業実績	31 人	17 人	23 人

令和 5 年度予算額 4,438 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

(10) 母子自立支援プログラム策定事業

事業開始 平成 19 年 4 月

内 容 就職や転職を希望する児童扶養手当受給者を対象に、専門の相談員が面談のうえ、本人の希望や実情に対応した自立支援計画書(プログラム)を策定して、個々に応じたきめ細かな就業支援を行います。

所 在 地 若松町 35 番 16 号

委 託 先 (社福) 函館市民生事業協会

利用状況

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
プログラム策定件数	16 件	11 件	11
就業実績	12 人	9 人	15

令和 5 年度予算額 260 千円

費用の負担 補助基準額の 10 分の 10 の国庫補助があります。

(11) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

事業開始 平成 28 年度

内 容 高校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親および児童が、より良い条件での就業や転職へ繋げるために高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合の学び直しを支援し給付金を支給します。

実施状況 (単位:件)

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
申請件数	0	0	2

令和 5 年度予算額 525 千円

費用の負担 補助基準額の 4 分の 3 の国庫補助があります。

(12) ひとり親家庭等子どものための学習支援事業

事業開始 平成 30 年度

内 容 訪問相談支援員がひとり親家庭等を訪問し、学習支援を必要とする子どもを把握するとともに、月 1 回程度訪問し、ひとり親等の相談に応じるほか、子どもに対しても基本的な生活習慣の習得支援や生活指導を行う。

実施状況

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支援児童数	18人	19人	19人

令和 5 年度予算額 3,018 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

(13) ひとり親家庭技能習得支援給付金支給事業

事業開始 令和元年度

内 容 高等職業訓練促進給付金を受給しながら看護師等の資格の取得を目指す者を対象に、授業料等の経済的負担の軽減を図るため、補助金を支給します。授業料等に係る費用の 50% (50 万円上限) を支給(同様の制度との調整あり)

実施状況

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給件数	5人	6人	5人

令和 5 年度予算額 3,171 千円

費用の負担 全額市費負担

(14) ひとり親家庭等就労自立支援給付金支給事業

事業開始 令和元年度
内 容 自立支援プログラム策定事業を利用して就職し、雇用保険の被保険者となつた者を対象に、経済的負担の軽減と仕事への意欲向上を図るため、就職の支度に必要な費用として3万円の補助金を支給します。
実施状況

年 度	令和2年度	令和3年度	相談会 延14人
受給件数	9人	7人	11人

令和5年度予算額 390千円
費用の負担 全額市費負担

(15) ひとり親家庭等就労支援事業費

事業開始 令和4年度
内 容 ひとり家庭の方が経済的に自立し、安定した生活を送るために、児童扶養手当受給資格者を対象としてキャリアアップのための講習会および相談会を開催し、キャリアアップに向けた意識の醸成を図る。

年度	4
実施回数	2
参加人数(人)	講習会 延23人 相談会 延14人

令和5年度予算額 710千円
費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助があります。

(16) 養育費確保支援事業

事業開始 令和4年度
内 容 ひとり親が養育費の取り決めのために要した経費や、養育費の保証契約締結のために要した経費の一部を補助します。
(補助限度額)
・養育費の取り決め 上限 3万円
・養育費保証契約 上限 5万円

年 度	令和4年度
受給件数	11人

令和5年度予算額 400千円
費用の負担 国1／2負担、市1／2負担

母子の健康確保と増進

母子保健は、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに生まれ、育つことを目的に、主に思春期から妊娠・出産・子育ての時期における一連の支援を行っています。

母子保健事業は、主として母子保健法、児童福祉法、予防接種法に基づき行われています。

健康診査	妊婦健康診査、産婦健康診査、乳幼児健康診査(4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児)、乳幼児歯科健康診査、新生児聴覚検査事業等
健康相談	妊産婦・乳幼児健康相談、発達相談、思春期保健相談等
保健指導	健康教育、訪問指導、医療機関との連携、乳児家庭全戸訪問事業等
療養援護	育成医療給付、小児慢性特定疾病医療費支給 不育症治療費助成、未熟児養育医療給付、妊産婦健診交通費等助成事業等
予防接種	定期予防接種

1 健康診査

(1) 妊婦健康診査

事業開始 平成9年度(平成26年度から道協定参加)
内 容 妊婦の異常を早期に発見し、安全な分娩ができる目的とした妊婦健康診査を医療機関に委託し、その費用の一部を助成しています(助成回数14回)
実施状況

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診票交付数(件)	1,314	1,221	1,124
受診者数(延人数)(人)	14,421	13,499	12,516
受診結果等 (人)	異常なし(延人数)	13,938	13,134
	有所見(延人数)	246	213
	償還払(延人数)	237	152

注)里帰り出産等のため他市町村で受診した妊婦に対し健診費用の償還払を実施。

令和5年度予算額 79,723千円

費用の負担 全額市費負担

(2) 産婦健康診査

事業開始 平成 29 年度(8 月 1 日実施)(令和 3 年度から道協定参加)
 内 容 出産後間もない産婦の心身の不調や産後うつ等を把握し、産後ケア等必要な支援を実施するため、産後 2 週間および 1 か月の健康診査に要する費用を助成しています。

実施状況

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診者数(延人数) (人)		1,512	1,551	1,503
受診結果等 (延人数) (人)	異常なし	1,443	1,475	1,372
	要経過観察※	59	62	101
	要精密検査	1	—	—
	要治療	9	14	30

令和 5 年度予算額 8,120 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

※令和 3 年度からは「要支援」

(3) 乳幼児健康診査

内 容 発育、発達の節目である生後 4 か月、10 か月、1 歳 6 か月および 3 歳の時点で疾病や異常を早期に発見し、適切な保健指導を行い、必要に応じて医療につなげることを目的に健康診査を実施しています。その結果、発達遅滞が疑われる乳幼児を対象に経過観察健診を、幼児肥満である児を対象に小児肥満フォロー児健診(のびっこ健診)を実施しているほか、精密健診を医療機関に委託して実施しています。

乳幼児健康診査

年 度	令和2年度				令和3年度				令和4年度				
	種 别	4か月児	10か月児	1歳6か月児	3歳児	4か月児	10か月児	1歳6か月児	3歳児	4か月児	10か月児	1歳6か月児	3歳児
実施回数(回)	47	49	46	50	49	49	50	48	47	47	49	50	50
対象者数(人)	1,182	1,225	1,204	1,256	1,224	1,295	1,230	1,140	1,066	1,075	1,125	1,302	1,302
受診者数(人)	1,145	1,138	1,189	1,199	1,203	1,232	1,226	1,117	1,047	1,045	1,112	1,306	1,306
受診率(%)	96.9	92.9	98.8	95.5	98.3	95.1	99.7	98.0	98.2	97.2	98.8	100.3	100.3
判定区分 (延数:人)	異常なし	1,099	1,067	960	946	1,156	1,168	1,052	821	997	951	904	913
要指導	41	67	218	215	30	61	171	234	43	92	204	313	313
要精健	5	4	11	38	17	3	3	62	7	2	4	80	80

経過観察健診

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	12	12	12
実施回数(回)	12	12	12
対象者数(人)	84	54	93
受診者数(人)	実 数	48	76
	延 数	55	85
判定区分 (実受診者: 人)	改 善	39	64
	要観察	9	12
	他機関紹介	3	1

小児肥満フォロー児健診(のびっこ健診)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	12	12	12
実施回数(回)	46	44	53
対象者数(人)	31	32	34
受診者数(人)	延 数	40	44
	改 善	10	9
	要観察	21	23
	要精健	0	1

令和 5 年度予算額 3,162 千円

費用の負担 全額市費負担

(4) 乳幼児歯科健康診査

内 容 1歳6か月児、3歳児に対する歯科健康診査のほか、乳幼児を対象とした歯科保健指導、予防処置(フッ化物塗布)を、函館歯科医師会に委託して実施しています。

1歳6か月児歯科健康診査		(単位:人、本)		
年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数		1,204	1,230	1,124
受診者数		1,189	1,224	1,111
むし歯なし	O1	1,020	1,024	1,046
	O2	198	186	54
むし歯あり	A型	21	12	10
	B型	0	2	0
	C型	0	0	1
むし歯の総数		61	30	23
現在の歯 数		18,082	18,706	16,902
異常のあつた児	軟組織	25	52	58
	咬合等	27	169	195
	その他	93	51	70

(注) O₁ : むし歯がなく、かつ口腔環境が良い。(むし歯の危険因子が少ない)

O₂ : むし歯はないが、口腔環境が悪い(むし歯の危険因子が多い)ので近い将来むし歯の発生が予測される。

A型：上顎前歯部のみ、または臼歯部のみにむし歯のある者

B型：上顎前歯部および臼歯部にむし歯のある者

C型：下顎前歯部または下顎前歯部を含む他の部位にむし歯のある者

3歳児歯科健康診査		(単位:人、本)		
年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数		1,256	1,140	1,302
受診者数		1,182	1,123	1,303
むし歯なし		949	901	1,096
むし歯あり	A型	168	150	139
	B型	56	69	59
	C型	2 C1 C2	1 7	1 2 8
むし歯の総数		840	771	708
うち処置歯数		173	105	86
現在の歯数		23,840	22,349	25,987
異常のあつた児	軟組織	12	30	12
	咬合等	110	180	187
	その他	81	54	105

(注) C₁: 下顎前歯部のみにむし歯のある者

C₂: 下顎前歯部を含む他の部位にむし歯のある者

幼児歯科健康診査(フッ化物塗布)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診者数	2,473	2,413	2,418

令和5年度予算額 8,271千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助があります。(フッ化物塗布)

(5) 新生児聴覚検査

事業開始 令和3年度(令和3年度から道協定参加)

内 容 聴覚障がいの早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚検査費用の一部を助成しています。

新生児聴覚検査(公費助成)			(単位:件)	
区 分	令和3年度	令和4年度		
受検者数		969	908	

令和5年度予算額 3,039千円

費用の負担 全額市費負担

2 健康相談

(1) 妊産婦乳幼児健康相談

内 容 妊娠、出産、育児に関する心配事や不安の解消のため、保健師や管理栄養士等により電話相談や来所相談に応じています。

実施状況 (単位:件)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
総 数		2,272	2,464	2,517
保健師	計	2,168	2,410	2,461
	来 所	142	136	106
	電話・メール	2,026	2,274	2,355
栄養士	計	104	54	56
	来 所	27	19	27
	電話・メール	77	35	29

(2) 発達相談

内 容 乳幼児健康診査等を通じて把握された精神発達上の問題を持つ幼児を対象に、個々の状況に応じ心理士による助言、指導のほか、障がいの早期発見と適切な療育への処遇を目的として実施しています。

実施状況 (単位:人)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談者数	実 数	214	189	201
	延 数	255	231	230
相談内容 (実数)	精神発達	186	175	176
	言 語	17	8	12
	その他	11	6	13
処 遇 (実数)	他機関紹介	37	43	53
	継続観察	173	144	147
	中断他	1	0	0
	終 了	3	2	1

(注) その他:子育てサロン、医療機関、幼稚園、保育所からの紹介

(注) 中断他:転出等によるもの

(3) 心理相談

内 容 訪問指導等を通じて把握された、心の問題を持つ母親等を対象に、心理士による心理社会的要因の評価、個々の状況に応じた助言、指導等を行っています。

実施状況 (単位:人)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談者数	実 数	7	2	3
	延 数	8	4	6
相談形態 (実人数)	来 所	7	2	2
	電 話	0	2	1
	※同伴訪問	0	0	0
処 遇 (実数)	他機関紹介	0	0	0
	継続観察	7	2	3
	中断他	0	0	0
	終 了	0	0	0

※心理士と保健師の同伴訪問

(注) 中断他:転出等によるもの

(4) 思春期保健相談

内 容 思春期における様々な問題に対し、来所や電話等による相談を行っています。

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
来 所	実 数	0	0	0
	延 数	0	0	0
電 話	実 数	131	122	95
	延 数	131	126	95
訪 問	実 数	0	0	0
	延 数	0	0	0

3 保健指導

(1) 妊娠の届出および母子健康手帳の交付

内 容 妊娠届は、妊娠から出産・子育てにわたるまで一貫した母子保健対策を実施するための出発点として、大切なものです。届出に基づき母子健康手帳を交付し、妊婦、産婦および乳幼児に関する保健・育児の情報を提供しています。

実施状況		(単位:件)		
年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
総 数		1,236	1,150	1,044
妊娠週数	11週以内	1,171	1,101	996
	12~19週以内	45	38	36
	20~27週以内	11	5	5
	28週以上	8	4	4
	出産後届出	1	2	3
	不 詳	0	0	0

令和5年度予算額 153千円

費用の負担 全額市費負担

(2) 健康教育

内 容 妊産婦・乳幼児やその家族、思春期の子やその親を対象に、健康の保持増進、正しい知識の普及を目的に各種教室を開催するとともに、要請により職員を講師として地域等に派遣しています。

健康教室等実施状況

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	開催回数(回)	受講者数(人)	開催回数(回)	受講者数(人)	開催回数(回)	受講者数(人)
両親学級	4※1	111	6※1	160	10回	209
思春期保健講演会	0※2	0	1※2	352	0※3	0
思春期教室	20	1,044	30	2,501	32※4	2,566※4

(注)思春期教室の中学校実施分については平成24年度から「函館・性と薬物を考える会」に委託

※1 新型コロナウイルス感染拡大のため、R2年度から定員を30組→15組に変更

※2 新型コロナウイルス感染拡大のためR2年度は中止、R3年度はオンライン・アーカイブ配信にて開催

※3 新型コロナウイルス感染拡大のためR4年度は中止

※4 北星小学校実施分を含む(1回20人)

健康教育講師派遣実施状況

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	母子保健	栄 養	母子保健	栄 養	母子保健	栄 養
総 数	回 数(回)	1	2	1	1	2
	参加者数(人)	6	16	15	5	15
師派遣	地域住民組織	回 数(回)	1	2	1	2
	参加者数(人)	6	16	15	5	15
その他	回 数(回)	0	0	0	0	0
	参加者数(人)	0	0	0	0	0

(3) 訪問指導

ア 妊産婦

内 容 健康相談等で把握した支援の必要な妊産婦に対し、保健師による訪問指導を実施しています。

実施状況 (単位:人)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
総 数	実 数	906	843	891
	延 数	956	888	925
妊 婦	実 数	26	21	11
	延 数	30	31	14
産 婦	実 数	880	822	880
	延 数	926	857	911

※令和元年度から、助産師等の資格を有する母子保健相談員による訪問指導件数も含む

イ 乳幼児・障がい児等

内 容 子どもが望ましい家庭環境のもと、健やかに成長できるよう支援していくことを目的として、未熟児、新生児および要経過観察児等の訪問指導を実施しています。

実施状況 (単位:人)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問総数	実数	1,193	1,091	1,163
	延数	1,418	1,256	1,277
乳児訪問	実数	917	865	918
	延数	964	926	952
未熟児 (再掲)	実数	65	66	83
	延数	65	66	86
新生児 (未熟児除く。) (再掲)	実数	115	87	40
	延数	118	100	43
障がい児 (再掲)	実数	5	6	4
	延数	5	9	6
幼児訪問	実数	272	225	242
	延数	450	329	322
障がい児 (再掲)	実数	31	25	24
	延数	59	32	30
その 他	実数	4	1	3
	延数	4	1	3

※令和元年度から、助産師等の資格を有する母子保健相談員による訪問指導件数も含む

ウ 医療機関との連携(母子支援連絡システム事業)

事業開始 平成 19 年度

内 容 療育支援が必要な妊産婦や乳幼児を早期に把握し、養育支援の充実を図るため、協力医療機関から、「母子支援連絡票」により情報提供を受け、保健師の訪問指導結果を協力医療機関に報告しているほか、養育支援が必要な対象者に関する情報交換等のため、定期的に医療機関と「母子支援地域連絡会」を開催しています。

母子支援連絡票受理状況 (単位:件)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総 数	516	472	478
妊 婦	89	92	98
産 婦	274	273	259
乳 児	142	99	109
幼 児	11	8	12

母子支援地域連絡会開催状況

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医 療 機 関 数	1	1	1
開 催 回 数 (回)	5	5	8
情報交換延件数(件)	66	77	113

※新型コロナウイルス感染拡大のため、令和4年度は4回中止

(4) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

事業開始 平成 20 年度

内 容 生後 4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭を、保健師やこんにちは赤ちゃん訪問員が訪問し、子育てに関する情報提供や相談等に対応しています。

実施状況 (単位:人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数	1,161	1,084	1,036
訪問者数	1,157	1,081	1,033

令和 5 年度予算額 488 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

4 療養援護

障害者総合支援法、児童福祉法および母子保健法等に基づき、疾病による経済的負担の軽減を図る医療給付等の公費負担による給付を行い、母子の健康保持と児の健全な成長を支援しています。

(1) 育成医療

事業開始 平成 17 年度

内 容 身体に障がいのある児童、また疾患を放置すれば一定の障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できるものに、医療の給付を行います。また、身体の障がいを補うための補装具の購入や修理費用の一部を支給しています。

医療給付状況		(単位:件)			補装具支給状況		(単位:件)		
年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
総 数	33	29	24	総 数	0	0	0		
肢體不自由	7	6	2	下肢装具	0	0	0		
視覚障害	0	2	1	体幹装具	0	0	0		
聴覚・平衡機能障害	0	0	2						
音声・言語・そしゃく機能障害	14	9	13						
内臓障害	12	12	6						

令和 5 年度予算額 2,866 千円

費用の負担 負担対象額の 4 分の 3(国 1/2, 道 1/4) の負担があります。

(2) 小児慢性特定疾病医療費支給事業

事業開始 平成 26 年度(旧制度は平成 17 年度)

内 容 小児慢性特定疾病にかかっている児童等の療養のために要する費用の一部を助成し、家庭の医療費等の負担軽減を図るものです。

医療給付状況		(単位:件)			日常生活用具給付状況		(単位:件)		
年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
総 数	152	167	176	総 数	0	0	0		
悪 性 新 生 物	22	22	26						
慢 性 腎 疾 患	16	15	13						
慢 性 呼 吸 器 疾 患	4	5	5						
慢 性 心 疾 患	12	15	16						
内 分 泌 疾 患	26	30	32						
膠 原 病	9	10	8						
糖 尿 病	19	22	25						
先 天 性 代 謝 異 常	1	1	4						
血 液 疾 患	5	6	6						
免 疫 疾 患	1	1	1						
神 経 ・ 筋 疾 患	15	14	13						
慢 性 消 化 器 疾 患	17	20	21						
染 色 体 ・ 遺 伝 子 變 化 の 症 候 群	3	3	4						
皮 膚 疾 患	0	0	0						
骨 系 統 疾 患	2	2	1						
脈 管 系 疾 患	0	1	1						

令和 5 年度予算額 31,327 千円

費用の負担 医療給付は、負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担、日常生活用具給付は、補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

(3) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

事業開始 平成 26 年度

内 容 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成および自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等およびその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行うことを目的とします。平成 27 年 8 月から、相談支援事業所に委託し、実施しています。

支援状況

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立支援計画 の作成(実件数)	12	12	11
小児慢性特定疾病児童等 相談支援(実件数)	20	30	24
慢性疾病児童等 地域支援協議会(回)	1(※)	1(※)	1(※)

※令和2~4年度の協議会は書面開催

令和 5 年度予算額 3,535 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担、補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

(4) 特定不妊治療費助成事業(令和5年度からは不育症治療費助成事業のみ)

事業開始 平成17年度

内 容 国内における不妊治療のうち、体外受精および顎微授精については、1回の治療費が高額なことから治療をあきらめざるを得ない場合も少なくないため、特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図つてきましたが、令和4年4月からの特定不妊治療の保険適用に伴い、令和4年度は、年度をまたぐ1回の治療のみを経過措置として助成の対象とし、同年度をもって助成事業を終了しています。
また、不育症の検査と治療に対して、平成29年度から市独自の助成を実施しています。

実施状況 (単位:件)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定不妊 総 数	実数	85	122	42
	延数	124	210	47
体外受精	実数	10	16	3
	延数	11	18	3
顎微授精	実数	51	56	22
	延数	57	77	22
凍結胚移植	実数	18	33	14
	延数	48	91	19
その他	実数	6	17	3
	延数	8	24	3
男性不妊治療 (単 独)	実数	0	0	0
	延数	0	0	0
男性不妊治療 (特定不妊治療同時)	延数	0	0	0
再 掲	初回申請 (凍結胚移植・採卵中止除く)	実数	54	83
不育症 総 数	実数	9	8	2
	延数	9	8	2

令和5年度予算額 906千円(不育症治療費のみ)

費用の負担 一部の検査について補助基準額の2分の1の国庫補助があります。

(5) 不妊相談センター事業

事業開始

令和4年度

内 容

不妊や不育症に悩む方々は経済的のみならず、身体的、精神的にも大きな負担や不安を抱えていることから、それらの軽減のために保健師による一般相談や産婦人科医による専門相談を通じて、適切な情報提供や相談支援を実施しています。

実施状況 (単位:件)

年 度		令和4年度
一般 相 談	電話・メール	22
	来所	2
専門相談		1

令和5年度予算額 217千円

費用の負担 補助基本額の2分の1の国庫補助があります。

(6) 妊産婦健診交通費等助成事業

事業開始 令和3年度

内 容 妊産婦健康診査や出産時に受診することができる医療機関が遠方にある妊産婦の心身や経済的負担の軽減を図るため、交通費や宿泊費の一部を助成しています。

実施状況 (単位:件)

区 分	令和3年度	令和4年度
50km未満	12	14
50km以上	0	0
宿泊	0	0

令和5年度予算 378千円

費用の負担 補助基本額の2分の1の道補助があります。

(7) その他

内 容 その他の公費負担状況は次のとおりです。

実施状況	(単位:件)		
年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
未熟児養育医療給付	74	55	48
結核児童療育医療給付	0	0	0
妊娠高血圧症候群療養援護	0	0	0

令和5年度予算額 20,254千円 (未熟児養育医療給付のみ)

費用の負担 負担対象額の4分の3(国1/2, 道1/4)の負担があります。

(妊娠高血圧症候群療養援護を除く)

5 予防接種

(1) 定期予防接種

事業開始 昭和 23 年度
 内 容 予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生およびまん延を予防し、公衆衛生の向上と増進に寄与することを目的に行ってています。

実施状況

種 別	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	接種者数(人)	実施率(%)	接種者数(人)	実施率(%)	接種者数(人)	実施率(%)
BCG※1	1,181	99.9	1,119	91.4	1,205	111.7
ポリオ(不活化ワクチン)	0	0.0	0	0.0	0	0.0
四種混合(ジフテリア、百日咳、ポリオ、破傷風)	5,208		4,652		4,228	
三種混合(ジフテリア、百日咳、破傷風)※2	0	104.2	0	101.5	0	97.8
麻しん風しん	2,781	95.6	2,631	94.7	2,334	93.3
第1期	1,268	96.9	1,166	95.1	1,051	94.3
第2期	1,513	94.6	1,465	94.5	1,283	92.4
二種混合(ジフテリア、破傷風)第2期	1,579	85.6	1,428	82.0	1,251	73.4
水痘	2,638	98.5	2,282	82.9	2,061	92.0
ヒブワクチン	5,184	95.8	4,634	87.4	4,214	92.3
小児用肺炎球菌ワクチン	5,052	93.1	4,640	87.3	4,204	93.1
子宮頸がん予防ワクチン※3	362	202.2	832	331.5	2,048	20.1
日本脳炎ワクチン	11,655	79.0	5,868	42.0	7,980	55.7
B型肝炎ワクチン	3,712	92.7	3,433	96.2	3,157	93.6
ロタ※4	1,228	84.2	2,979	100.6	2,706	88.7

※1 BCG については令和 4 年度から個別接種化

※2 平成 26 年 12 月に三種混合ワクチンの販売終了、平成 30 年 1 月に販売再開

※3 子宮頸がんに予防ワクチンについては平成 25 年 6 月から積極的勧奨を差し控えていたが、令和 4 年 4 月から勧奨再開、キャッチアップ接種開始。

※4 令和 2 年 10 月から定期接種化

令和 5 年度予算額 413,394 千円

費用の負担 全額市費負担

6 マザーズ・サポート・ステーション事業

事業開始 平成 27 年度

内 容 子育て世代が抱える妊娠・出産・子育てに関する様々な不安や悩み等に保健師等専門職が対応する窓口を設置し相談支援を実施しており、平成 30 年度からは、母子保健法に基づく「子育て世代包括支援センター」に位置づけています。

実施状況 (単位:件)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
総 計		1,648	1,474	1,282
妊娠届出時 相談支援	計	1,304	1,228	1,111
	来 所	1,136	1,073	971
	電話・訪問	168	155	140
窓口 相談支援	計	344	246	171
	来 所	53	41	30
	電 話	274	200	125
	メール等	17	5	16

令和 5 年度予算額 2,775 千円

費用の負担 補助基本額の 6 分の 5(国 2/3, 道 1/6)の補助があります。

7 産後ケア事業

事業開始 平成 27 年度

内 容 家族等から十分な家事・育児の支援が受けられず、育児手技等が不安定な産婦等に対し、助産師等が産後の母胎管理や育児指導などを行います。令和 4 年度からは従来の宿泊型に加え、通所型、訪問型を実施しています。

実施状況 (単位:件)

年 度	令和2年度 (宿泊型)	令和3年度 (宿泊型)	令和4年度		
			宿泊型	通所型	訪問型
計	17	16	17	63	14
生活保護・非課税世帯	4	3	0	0	0
課税世帯	13	13	17	63	14

令和 5 年度予算 4,198 千円

費用の負担 補助基本額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

就学支援

1 奨学金制度

ア 貸与型奨学金

事業開始 昭和 26 年 8 月 20 日

内 容 経済的な理由により修学困難な学生・生徒に奨学金を貸与します。

返 還 貸与が終了した翌年から 15 年以内(貸付総額が 150 万円を超える場合は 20 年以内)の希望する期間内に年賦で返還することとなります。

貸付状況

(単位:人)

区分	月限度 額 (円)	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		申請	採用		申請	採用		申請	採用	
			新規	継続		新規	継続		新規	継続
大学	国公立	30,000	1	1	2	3	1	1	3	4
	私立	40,000	3	3	3	6	1	1	5	6
高専		14,000	1	1	1	2	0	0	1	1
高校	国公立	10,000	0	0	3	3	0	0	1	1
	私立	14,000	5	5	4	9	2	2	7	9
専修	専門	30,000	0	0	1	1	2	2	0	2
	高等	10,000	0	0	0	0	0	0	0	0
合計			10	10	14	24	6	6	17	23
									2	2
									17	19

令和 5 年度予算額 7,593 千円

費用の負担 全額市費負担(奨学基金を活用)

イ 給付型奨学金

事業開始 平成 29 年 4 月 1 日(平成 30 年 5 月支給開始)

内 容 人物、学業ともに優秀で、経済的な理由により修学困難な大学生(4年制以上)に奨学金を支給します。

支給金額 月額 3 万円、入学一時金 10 万円

支給状況 (単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請	8	9	10
候補者	8	8	8
支給	新規	7	8
	継続	10	17
	計	17	25
			26

令和 5 年度予算額 10,493 千円

費用の負担 全額市費負担(青少年育成基金を活用)

2 育英金制度

事業開始 昭和 44 年 4 月 11 日

内 容 優秀な大学生または大学院生に対し、年額 24 万円の育英金を支給します。

支給状況 (単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請	11	9	9
支給	新規	2	2
	継続	6	7
計	8	9	11

令和 5 年度予算額 2,400 千円

費用の負担 全額市費負担（育英基金を活用）

3 入学準備給付金制度

事業開始 平成 27 年 7 月 6 日

内 容 子どもの貧困が社会問題化している中、子育て家庭への経済的支援を通じて、子ども・子育て支援を推進するため、中学校または義務教育学校に入学を予定している子どもの保護者に入学準備に係る経費の一部を支給します。

支給状況

区分	令和2年度(令和3年4月入学)		令和3年度(令和4年4月入学)		令和4年度(令和5年4月入学)	
	支給児童数	支給金額	支給児童数	支給金額	支給児童数	支給金額
新小学1年生	131人	3,930千円	188人	5,640千円	110人	3,300千円
新中学1年生	118人	3,540千円	150人	4,500千円	112人	3,360千円
合 計	249人	7,470千円	338人	10,140千円	222人	6,660千円

支給金額 入学する子ども 1 人につき 3 万円

令和 5 年度予算額 6,720 千円

費用の負担 全額市費負担

4 中学校卒業生入学準備等給付金制度

事業開始 令和 4 年 7 月 14 日

内 容 子どもの貧困が社会問題化している中、子育て家庭への経済的支援を通じて子ども・子育て支援を推進するため、中学校または義務教育学校の卒業を予定している子どもの保護者に、入学準備等に係る費用の一部を支給します。

支給金額 卒業する子ども 1 人につき 3 万円

支給状況

区分	令和4年度 (令和5年3月卒業)
支給児童数(人)	502
支給金額(千円)	15,060

令和 5 年度予算額 21,240 千円

費用の負担 全額市費負担

私学振興

1 私立学校運営助成費補助金

事業開始 昭和 26 年度

内 容 私立学校が果たしている重要な役割に鑑み、父母負担の軽減と教育条件の維持向上を図るとともに、経営の健全性を高め、本市教育の振興に資するため私立学校を設置する学校法人に対する補助金を交付しています。

補助実績

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	補助金額 (千円)	対象校数 (校)	補助金額 (千円)	対象校数 (校)	補助金額 (千円)	対象校数 (校)
小学校	1,064	1	1,320	1	1,320	1
中学校	12,068	3	12,840	3	12,840	3
高等学校	88,452	8	92,580	8	89,760	8
短期大学	9,884	2	10,500	2	10,680	2
大 学	11,032	1	11,400	1	10,470	1
合 計	122,500	15	128,640	15	125,070	15

令和 5 年度予算額 126,090 千円

費用の負担 全額市費負担

2 私立専修学校運営助成費補助金

事業開始 平成 17 年度

内 容 私立専修学校が果たしている重要な役割に鑑み、父母負担の軽減と教育条件の維持向上を図るとともに、経営の健全性を高め、本市教育の振興に資するため私立専修学校を設置する学校法人および準学校法人に対する補助金を交付しています。

補助実績

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	補助金額 (千円)	対象校数 (校)	補助金額 (千円)	対象校数 (校)	補助金額 (千円)	対象校数 (校)
私立専修学校	15,064	6	16,251	6	16,178	6

令和 5 年度予算額 16,921 千円 (子ども未来部分のみ)

費用の負担 全額市費負担

施設整備

1 私立学校施設整備費補助金

事業開始 昭和 55 年度
内 容 私立学校の教育施設の整備を図るため校舎・園舎および屋内運動場の新築、増・改築、図書館の増築、体育施設の整備、寄宿舎の建築にかかる経費の一部を補助します。
補助実績

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	補助金額 (千円)	対象校数 (校)	補助金額 (千円)	対象校数 (校)	補助金額 (千円)	対象校数 (校)
私立学校	0	0	0	0	0	0

令和 5 年度予算額 0 千円
費用の負担 全額市費負担

2 社会福祉施設整備費補助金

事業開始 平成 17 年度
内 容 社会福祉法人等の助成に関する条例に基づき、社会福祉施設の整備費に要する工事費、備品購入費等の一部を補助します。

年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	事業所	社会福祉法人 函館共愛会	社会福祉法人 函館カトリック 社会福祉協会	学校法人 北海道キリスト 教学園	学校法人 葵学園	—
施設の名称	はこだて元町 認定こども園	うみの星認定 こども園	(仮称) 認定こども園 函館ちとせ 幼稚園	函館あおい 認定こども園	—	—
整備区分	改築	改築	改築	感染症対策	—	—
定員	90人	75人	165人	210人	—	—

補助金交付決定額 令和 2 年度 281,129 千円
令和 3 年度 359,990 千円
令和 4 年度 336,494 千円
令和 5 年度 0 千円

費用の負担 補助基準額の 3 分の 2, 16 分の 11 の国庫補助があります。

3 社会福祉施設整備費等補助金

事業開始 平成 7 年度 (社会福祉施設建設費補助金は昭和 43 年度開始、民間保育所建設費補助金は昭和 50 年度開始)
内 容 社会福祉法人の助成に関する条例に基づき、福祉医療機構から資金を借り入れて、社会福祉施設の整備事業(新設、老朽改築、増改築等)を行う場合に、借入金の元金の償還金の一部を補助します。
補助実績

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法人数(件)	9	9	9
施設数(件)	17	17	17
補助金額(千円)	33,689	33,689	33,689

※児童福祉施設分のみ記載
令和 5 年度予算額 33,689 千円
費用の負担 全額市費負担

4 放課後児童クラブ施設整備事業費補助金

事業開始

令和3年度

内 容

築年数の古い民家等において開設している放課後児童クラブについて、施設維持補修に要する経費を補助します。

補助実績

年 度	令和4年度
法人数(件)	4
クラブ数(件)	5
補助金額(千円)	1,428

令和5年度予算額 1,950千円

費用の負担 全額市費負担

市内の児童福祉施設・幼稚園等の現状

入所	通所	利用	施設区分	施設種別	施設数	定員	設置主体別				経営主体別			
							公立		民立		公営		民営	
							施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
○			助産施設		1	5	1	5	—	—	1	5	—	—
○			乳児院		1	20	—	—	1	20	—	—	1	20
○			母子生活支援施設		2	40	—	—	2	40	—	—	2	40
	○		認定こども園(幼保連携型)		29	3,477	—	—	29	3,477	—	—	29	3,477
	○		認定こども園(幼稚園型)		6	798	—	—	6	798	—	—	6	798
	○		認定こども園(保育所型)		20	1,553	1	60	19	1,493	1	60	19	1,493
	○		認可保育施設		5	310	—	—	5	310	—	—	5	310
	○		幼稚園（上段：新制度移行 下段：確認を受けない 幼稚園）		4	475	1	120	3	355	1	120	3	355
					1	70	1	70	—	—	1	70	—	—
	○		認可外保育施設		10	180	—	—	10	180	—	—	10	180
	○		事業所内保育施設		14	553	1	45	13	508	—	—	14	553
	○		児童館		23	—	23	—	—	—	19	—	4	—
	○		母と子の家		1	—	1	—	—	—	1	—	—	—
○			児童養護施設		2	100	—	—	2	100	—	—	2	100
○			自立援助ホーム		2	12	—	—	2	12	—	—	2	12
○			児童発達支援センター		1	30	—	—	1	30	—	—	1	30
	○		児童家庭支援センター		1	—	—	—	1	—	—	—	1	—
	○		母子・父子福祉センター		1	—	1	—	—	—	—	—	1	—
	○		生活館		1	—	1	—	—	—	—	—	1	—
計					125	7,623	31	300	94	7,323	24	255	101	7,368

児童福祉施設・幼稚園等一覧

(社)社会福祉法人	…
公財)	… 公益財団法人
宗)	… 宗教法人
医療)	… 医療法人
医社)	… 医療法人社団
社医)	… 社会医療法人
学)	… 学校法人
独)	… 独立行政法人
N P O)	… 特定非営利活動法
株)	… 株式会社

(1) 助産施設

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	設置年月日
函館市助産施設	(〒041-8680) 港町1-10-1	大泉 潤	43-2000	市	市	5	H6.4.1

(2) 乳児院

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	認可年月日
さゆり園	(〒040-0054) 元町15-13	中村 勝彦	22-8558	(社福)函館聖パウロ会	(社福)函館聖パウロ会	20	S22.11.5

(3) 母子生活支援施設

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	定員(世帯)	認可年月日
函館市松陰母子ホーム	(〒040-0063) 若松町35-16	片山 貴文	24-1133	(社福)函館市民生事業協会	(社福)函館市民生事業協会	20	S26.4.1
函館高砂母子ホーム	(〒040-0063) 若松町36-25	河村 貴子	23-4020	(社福)函館市民生事業協会	(社福)函館市民生事業協会	20	S29.9.1

(4) 認定こども園(幼保連携型)

施設名	所在地	園長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	創立・設置年月日 認可年月日
認定こども園 国の華幼稚園	(〒040-0015) 梁川町19-17	岸田 千佳子	51-0738	(学)高龍寺学園	(学)高龍寺学園	幼 190 保 90	S31.10.1 H19.4.1
函館大谷短期大学附属 認定こども園	(〒041-0852) 鍛治1-2-3	葛西 真理子	56-1038	(学)函館大谷学園	(学)函館大谷学園	幼 180 保 30	S40.4.1 H26.4.1
亀田認定こども園	(〒040-0072) 亀田町5-19	藤田 佳代	41-5219	(社福)函館共愛会	(社福)函館共愛会	幼 15 保 80	S24.2.1 H28.4.1
はまなす認定こども園	(〒040-0033) 千歳町15-5	斎藤 裕美	22-7484	(社福)函館共愛会	(社福)函館共愛会	幼 15 保 85	S25.7.1 H28.4.1
中央認定こども園	(〒040-0032) 新川町1-5	佐々木 千香子	23-5111	(社福)函館共愛会	(社福)函館共愛会	幼 15 保 90	S27.4.1 H28.4.1
ゆりかご認定こども園	(〒040-0014) 中島町33-18	武田 知子	55-8847	(社福)函館共愛会	(社福)函館共愛会	幼 10 保 40	S44.3.31 H28.4.1
つくし認定こども園	(〒042-0931) 榎本町16-17	正司 陽子	59-2366	(社福)函館共愛会	(社福)函館共愛会	幼 10 保 80	S55.4.1 H28.4.1
駒場認定こども園	(〒042-0935) 駒場町10-22	竹内 沙織	55-0149	(社福)函館共愛会	(社福)函館共愛会	幼 10 保 50	S56.3.31 H28.4.1
鍛治さくら認定こども園	(〒041-0852) 鍛治1-11-21	竹原 貴子	30-6611	(社福)函館共愛会	(社福)函館共愛会	幼 15 保 90	S21.4.1 H28.4.1
赤川認定こども園	(〒041-0804) 赤川町161-2	天野 洋子	34-3939	(社福)函館共愛会	(社福)函館共愛会	幼 10 保 100	H24.4.1 H28.4.1
認定こども園 函館大谷幼稚園	(〒040-0013) 千代台町10-10	浅井 瞳子	51-1674	(学)真宗大谷学園	(学)真宗大谷学園	幼 56 保 46	S35.7.1 H28.4.1
認定こども園 花園大谷幼稚園	(〒041-0843) 花園町17-17	中村 享子	54-2640	(学)真宗大谷学園	(学)真宗大谷学園	幼 120 保 40	S49.4.10 H28.4.1
南かやべ認定こども園	(〒041-1611) 川汲町1601-1	坂本 操	25-6677	(社福)函館共愛会	(社福)函館共愛会	幼 25 保 70	H28.4.1 H28.4.1
認定こども園 第二太陽の子幼稚園	(〒041-0822) 亀田港町13-5	若松 優美	41-9345	(学)太陽学院	(学)太陽学院	幼 105 保 60	S52.2.28 H28.10.1
はこだて元町認定こども園	(〒040-0056) 弥生町1-24	岡田 亜希子	22-4847	(社副)函館共愛会	(社副)函館共愛会	幼 10 保 80	S25.4.1 H28.4.1
うみの星認定こども園	(〒040-0022) 日乃出町27-3	姥谷 小百美	54-1333	(社福)函館カリック 社会福祉協会	(社福)函館カリック 社会福祉協会	幼 15 保 60	S48.4.1 R4.4.1
認定こども園 函館ひかり幼稚園	(〒041-0832) 神山3-52-8	寺地 加奈	54-2220	(学)木村学園	(学)木村学園	幼 120 保 20	S53.12.13 H29.4.1
認定根崎こども園	(〒042-0952) 高松町426-1	柏倉 義	57-4567	(社福)函館国の子寮	(社福)函館国の子寮	幼 15 保 70	S42.7.1 H30.4.1

施設名	所在地	園長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	創立・設置年月日 認可年月日
認定こども園 ききょう幼稚園	(〒041-0824) 西桔梗町218-43	川村 瑞枝	49-0313	学)桔梗学園	学)桔梗学園	幼 205 保 85	S54.12.17 H31.4.1
認定こども園 元町白百合幼稚園	(〒040-0054) 元町15-30	須田 光子	23-3551	学)函館カトリック学園	学)函館カトリック学園	幼 48 保 27	S36.4.1 H31.4.1
認定こども園 カトリック湯の川幼稚園	(〒042-0935) 駒場町14-10	伊藤 克美	51-3046	学)函館カトリック学園	学)函館カトリック学園	幼 44 保 36	S32.4.5 H31.4.1
函館あおい認定こども園	(〒041-0806) 美原2-46-10	和泉 陽子	46-1008	学)葵学園	学)葵学園	幼 120 保 75	S54.12.17 H31.4.1
認定こども園龍谷幼稚園	(〒040-0042) 東川町12-24	坂本 るみ	23-0274	学)函館龍谷学園	学)函館龍谷学園	幼 42 保 28	S12.4.1 R2.4.1
認定こども園 太陽の子幼稚園	(〒041-0811) 富岡町1-42-12	西村 千秋	41-1929	学)太陽学院	学)太陽学院	幼 65 保 40	S41.1.25 R3.4.1
函館花園認定こども園	(〒041-0843) 花園町32-1	塚本 恵	51-7545	社福)函館杉の子園	社福)函館杉の子園	幼 15 保 95	S41.1.1 R3.4.1
五稜郭認定こども園	(〒041-0813) 亀田本町8-18	大江 春樹	42-0731	社福)奉仕会	社福)奉仕会	幼 4 保 66	S25.9.13 R3.4.1
なかよし認定こども園	(〒041-0812) 昭和3-15-10	豊田 リカ	42-6218	社福)奉仕会	社福)奉仕会	幼 10 保 100	S47.4.1 R3.4.1
かぜのこ認定こども園	(〒041-0811) 富岡町2-59-11	尾形 はるみ	42-3004	社福)奉仕会	社福)奉仕会	幼 6 保 84	S52.12.27 R3.4.1
認定こども園 函館ちせき幼稚園	(〒040-0003) 松陰町9-7	濱田 薫	55-4182	学)北海道キリスト教学園	学)北海道キリスト教学園	幼 99 保 60	S26.4.1 R5.4.1

(5) 認定こども園(幼稚園型)

施設名	所在地	園長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	創立年月日 認定年月日
認定こども園総合施設 函館若葉幼稚園	(〒040-0081) 田家町9-30	鈴木 真由子	42-4471	学)和順学園	学)和順学園	幼 150 保 80	S33.8.1 H19.5.11
認定こども園高丘幼稚園	(〒042-0955) 高丘町27-33	蒲生 由美子	57-3621	学)函館明照学園	学)函館明照学園	幼 135 保 30	S54.12.7 H27.12.1
認定こども園 函館藤幼稚園	(〒040-0073) 宮前町26-6	佐藤 由規	41-3569	学)藤学園	学)藤学園	幼 105 保 10	S9.10.13 H30.4.1
認定こども園遺愛幼稚園	(〒040-0054) 元町4-1	福島 基輝	22-0419	学)遺愛学院	学)遺愛学院	幼 45 保 10	M28.10.1 R2.4.1
認定こども園 遺愛旭岡幼稚園	(〒042-0915) 西旭岡町2-6-1	福島 基輝	50-3308	学)遺愛学院	学)遺愛学院	幼 45 保 10	S57.3.26 R2.4.1
亀田ゆたか幼稚園	(〒041-0806) 美原1-28-10	五十嵐 重幸	41-6585	学)函館佐藤学園	学)函館佐藤学園	幼 150 保 28	S47.3.2 R5.4.1

(6) 認定こども園(保育所型)

施設名	所在地	園長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	設置年月日 認定年月日
認定こども園 函館市つづじ保育園	(〒041-0525) 日ノ浜町172-8	佐藤 小枝子	85-3555	市	市	幼 15 保 45	H22.4.1 H22.4.1
認定こども園 函館市松陰保育園	(〒040-0003) 松陰町30-5	勢田 珠巨	52-2217	社福)函館市民生事業協会	社福)函館市民生事業協会	幼 15 保 90	S26.4.1 H28.4.1
認定こども園 函館高砂保育園	(〒040-0063) 若松町35-16	岩崎 裕香	23-5740	社福)函館市民生事業協会	社福)函館市民生事業協会	幼 15 保 90	S29.11.1 H28.4.1
認定こども園 函館桔梗保育園	(〒041-0808) 桔梗3-1-29	石田 由恵	47-1337	社福)函館市民生事業協会	社福)函館市民生事業協会	幼 15 保 100	H17.3.31 H28.4.1
認定こども園 杉の子保育園	(〒040-0011) 本町9-23	長谷川 祥子	51-7561	社福)函館杉の子園	社福)函館杉の子園	幼 15 保 45	S25.4.1 H28.4.1
認定こども園 函館美原保育園	(〒041-0806) 美原1-29-21	松本 怜	62-2011	社福)育星園	社福)育星園	幼 15 保 90	H19.4.1 H28.4.1
函館認定こども園	(〒040-0041) 栄町1-3	松本 啓	22-7824	社福)育星園	社福)育星園	幼 15 保 20	S27.8.11 H29.4.1
いづみ認定こども園	(〒040-0025) 堀川町30-3	松本 ヒロ子	51-8736	社福)育星園	社福)育星園	幼 15 保 40	S32.3.1 H29.4.1
人見認定こども園	(〒040-0005) 人見町9-3	川野 雄一	52-5707	公財)鉄道弘済会	公財)鉄道弘済会	幼 6 保 90	S29.9.1 H29.4.1
認定こども園 函館上湯川保育園	(〒042-0914) 上湯川町10-12	奥山 早苗	57-2619	社福)貞信福祉会	社福)貞信福祉会	幼 15 保 70	S47.4.1 H29.4.1
函館三育認定こども園	(〒040-0001) 五稜郭町7-22	小澤 真由美	51-7664	社福)ドルカス福祉会	社福)ドルカス福祉会	幼 15 保 80	S47.4.1 H29.4.1
認定こども園 旭岡保育園	(〒042-0915) 西旭岡1-29-10	柴田 英雄	50-2688	社福)函館松英会	社福)函館松英会	幼 15 保 40	S54.12.1 H30.4.1
認定こども園 函館亀田港保育園	(〒041-0822) 亀田港町52-14	石中 愛	41-0365	社福)ろうふく会	社福)ろうふく会	幼 6 保 60	H18.4.1 R4.4.1
認定こども園 函館福ちゃん保育園	(〒041-0841) 日吉町4-13-5	桜井 陽子	52-4151	社福)ろうふく会	社福)ろうふく会	幼 6 保 60	S43.12.28 R4.4.1

施設名	所在地	園長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	設置年月日 認定年月日
認定こども園 函館深堀保育園	(〒042-0941) 深堀町27-2	甚野 真実	33-0033	社福)貞信福祉会	社福)貞信福祉会	幼15 保80	H23.4.1 H29.4.1
函館大谷短期大学 附属港認定こども園	(〒041-0821) 港町1-25-1	石山 真由美	83-2412	学)函館大谷学園	学)函館大谷学園	幼10 保50	H25.4.1 H29.4.1
認定こども園 眞宗寺保育園	(〒040-0014) 中島町32-13	伴田 昭夫	53-4331	宗)真宗寺	宗)真宗寺	幼15 保40	S23.12.1 H30.4.1
認定こども園 つぐみ保育園	(〒041-0852) 鍛治2-3-9	佐々木 和子	54-6206	社福)つぐみ園	社福)つぐみ園	幼6 保70	S51.9.27 H30.4.1
認定こども園 コバト保育園	(〒041-0806) 美原3-31-6	高野 吉孝	46-9923	社福)函館常光会	社福)函館常光会	幼7 保80	S55.12.26 H30.4.1
認定こども園 函館石川保育園	(〒041-0802) 石川町39-8	松枝 伸子	47-6616	社福)函館常光会	社福)函館常光会	幼7 保70	H20.4.1 H30.4.1

(7)認可保育所

施設名	所在地	園長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	認可年月日
神山保育園	(〒041-0853) 中道2-45-2	久保 正樹	51-8339	社福)育栄会	社福)育栄会	60	S47.4.1
あすなろ保育園	(〒041-0835) 東山2-18-1	亀井 隆	53-7011	社福)育栄会	社福)育栄会	60	S53.9.27
青い鳥保育園	(〒040-0084) 大川町4-27	藤江 千恵子	43-8161	社福)函館若葉会	社福)函館若葉会	90	S52.12.27
おおぞら保育園	(〒042-0914) 上湯川町45-29	大日向 久美子	57-2586	社福)函館愛育会	社福)函館愛育会	40	S53.12.27
つくしの子保育園	(〒041-0803) 亀田中野町57-15	高間 奉代	46-8874	社福)函館つくしこ会	社福)函館つくしこ会	60	H5.4.1

(8)幼稚園

施設名	所在地	園長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	創立年月日
戸井幼稚園	(〒041-0251) 小安町523-7	土川 千枝	82-3577	市	市	120	H10.4.1
北海道教育大学 附属函館幼稚園	(〒041-0806) 美原3-48-6	外崎 紅馬	46-2237	国立大学法人 北海道教育大学	国立大学法人 北海道教育大学	70	S45.4.1
函館短期大学 付属幼稚園	(〒042-0942) 柏木町7-26	片桐 由博	51-2757	学)野又学園	学)野又学園	90	S41.3.18
函館白百合学園幼稚園	(〒041-0836) 山の手2-6-3	堀内 延子	52-0945	学)白百合学園	学)白百合学園	105	S36.4.1
函館めぐみ幼稚園	(〒041-0801) 桔梗町433-43	山西 道郎	47-1735	学)めぐみ学園	学)めぐみ学園	160	S27.11.8

(9)認可外保育施設

施設名	所在地	電話	設置	管理・運営	定員(名)	事業開始年月日
エンゼルハウス	(〒040-0078) 北浜町5-18	45-5110	個人	個人	5	S57.6
ハッピーイングリッシュ ハウス	(〒041-0806) 美原1-29-19-2	070-2005 -6789	合同会社ハッピー イングリッシュハウス	合同会社ハッピー イングリッシュハウス	15	H28.9
企業主導型保育施設 やしの木	(〒041-0806) 美原1-16-2	87-2166	(株)やしの木	(株)やしの木	19	H29.6
やしの夢	(〒041-0852) 鍛治1-1-16	87-2794	(株)やしの木	(株)やしの木	17	H30.12
ぴっこりきつず函館園	(〒041-0811) 富岡町3-6-11	83-5660	(株)プライムラ ンド	(株)プライムランド	81	H31.4
きつずぱーく石川園	(〒041-0802) 石川町461-52	34-3430	(株)グローバル・ コミュニケーションズ	(株)グローバル・ コミュニケーションズ	12	H31.4
きつずぱーく桔梗園	(〒041-0801) 桔梗町379-16	34-2671	(株)グローバル・ コミュニケーションズ	(株)グローバル・ コミュニケーションズ	12	H31.4
キッズラインなつみ	問合せ先:子どもサービス課(21-3935)	個人	個人		1	R2.5
HEROES International School	(〒041-0812) 昭和2-23-15	86-5927	(株)イー・サポー ト	(株)イー・サポート	26	R3.4

(10) 事業所内保育施設

施設名	所在地	電話	設置	管理・運営	定員(名)	事業開始年月日
愛児園(市立函館病院)	(〒041-0821) 港町1-5-10	40-6388	市	(株)プライムツーワン	45	S48.2
たんぽぽの家(函館五稜郭病院)	(〒040-8611) 五稜郭町38-3	51-2295	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	74	S34.11
函館中央病院 保育所	(〒040-8585) 本町31-26	56-1414	社福)函館厚生院	(株)プライムツーワン	40	S38.8
かめっこ保育園(亀田病院)	(〒041-0812) 昭和1-23-8	40-0811	社医)文珠会	(株)プライムツーワン	23	H21.5
保育所くゆう(特別養護老人ホーム併有)	(〒040-0035) 松風町19-18	24-2257	社福)函館大庚会	社福)函館大庚会	10	H30.6
函館協会キッズくらぶ	(〒042-0935) 駒場町4-6	53-7741	社福)北海道社会事業協会	(株)日本デイケアセンター	30	H19.4
ふじ保育園(函館渡辺病院)	(〒042-8678) 湯川町1-31-1	59-6510	社医)函館博栄会	社医)函館博栄会	100	S48.7
函館つくし園(国立病院機構函館病院)	(〒042-0941) 深堀町2-15	83-1301	独)国立病院機構函館病院	(株)プライムツーワン	50	S49.1
ひまわり保育所(富田病院)	(〒042-0935) 駒場町9-18	52-1651	医療)富田病院	医療)富田病院	30	S63.9
たんぽぽ保育園(共愛会病院)	(〒040-0014) 中島町7-15	55-1144	医療)徳洲会 共愛会病院	医療)徳洲会 共愛会病院	32	H16.5
もえっこクラブはこだて	(〒040-0046) 谷地頭町8-27	26-1134	(株)萌福祉サービス	(株)萌福祉サービス	14	H30.8
石川かめっこ保育園(亀田北病院)	(〒041-0802) 石川町165-40	76-4236	社医)文珠会	(株)プライムツーワン	42	H31.4
なかみち西堀保育園	(〒041-0853) 中道2-36-1	76-6763	社医)仁生会	(株)プライムツーワン	41	H31.4
ピッコロ子ども俱楽部 石川園	(〒041-0802) 石川町331-3	83-2116	(株)プライムランド	(株)プライムランド	52	R3.9

(11) 児童館

施設名	所在地	館長	電話	設置	管理・運営	種別	設置年月日
函館市西部児童館	(〒040-0057) 入舟町6-17	長松 葉子	23-1765	市	市	児童センター	H6.10.1
函館市谷地頭児童館	(〒040-0046) 谷地頭町9-5	鈴木 敏文	23-4475	市	市	児童館	S46.4.1
函館市東川児童館	(〒040-0042) 東川町11-12	新野 厚子	23-1497	市	市	児童館	S47.4.1
函館市総合福祉センター 函館市児童センター	(〒040-0063) 若松町33-6	伊藤 彰	23-7428	市	指定管理者 (社福)函館市社会福祉協議会	大型児童センター	H6.4.1
函館市大川児童館	(〒040-0084) 大川町9-8	浅川 安公子	41-3618	市	市	児童館	S45.1.7
函館市五稜児童館	(〒040-0082) 白鳥町14-29	佐藤 恵子	42-7095	市	市	児童館	S40.5.3
函館市宮前児童館	(〒040-0073) 宮前町25-15	中根 麻夕子	41-1609	市	市	児童館	S40.12.1
函館市中島児童館	(〒040-0014) 中島町30-8	吉野 恵	56-0475	市	市	児童館	S35.12.1
函館市大森浜児童館	(〒042-0944) 金堀町3-2	長澤 雅子	55-7881	市	市	児童センター	R2.4.1
函館市深堀児童館	(〒042-0941) 深堀町14-6	田上 明美	52-4411	市	市	児童センター	S54.12.15
函館市湯浜児童館	(〒042-0933) 湯浜町14-3	木村 裕見子	51-5472	市	市	児童館	S51.7.1
函館市湯川児童館	(〒042-0932) 湯川町2-13-16	斎藤 恵	57-4578	市	市	児童館	S36.5.13
函館市日吉が丘児童館	(〒041-0841) 日吉町2-34-5	長谷川 秋美	56-0946	市	市	児童館	S44.4.1
函館市上湯川児童館	(〒042-0914) 上湯川町8-1	野田 由紀子	57-2332	市	市	児童センター	S48.4.1
函館市旭岡児童館	(〒042-0915) 西旭岡町2-51-1	遠山 照美	50-5105	市	市	児童センター	H7.4.1
函館市富岡児童館	(〒041-0811) 富岡町1-49-27	菊池 雅子	42-4013	市	指定管理者 (学)野又学園	児童館	S43.1.14
函館市山の手児童館	(〒041-0836) 山の手3-4-7	熊城 千鶴子	51-4480	市	市	児童センター	H11.4.1

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	種別	設置年月日
函館市鍛治児童館	(〒041-0852) 鍛治2-20-5	名越 小夜子	51-1044	市	市	児童センター	S57.4.1
函館市神山児童館	(〒041-0831) 神山町241-70	齊藤 貴明	56-1116	市	指定管理者 (学)野又学園	児童センター	H24.4.1
函館市赤川児童館	(〒041-0805) 赤川1-30-35	加賀 好恵	46-1717	市	市	児童センター	H16.4.1
函館市桔梗福祉交流センター 函館市桔梗児童館	(〒041-0808) 桔梗4-1-18	清本 史子	47-7099	市	市	児童センター	H17.4.1
函館市昭和児童館	(〒041-0812) 昭和2-37-2	小越 康雄	45-9030	市	指定管理者 (学)野又学園	児童センター	H3.4.1
函館市亀田港児童館	(〒041-0822) 亀田港町42-16	坂本 有希子	45-0216	市	市	児童センター	H19.4.1

(12) 母と子の家

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	設置年月日
函館市古川母と子の家	(〒041-0262) 古川町7-1	白石 めぐみ	58-2601	市	市	S40.11.1

(13) 児童養護施設

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	認可年月日
くるみ学園	(〒041-0803) 亀田中野町38-11	村瀬 優	46-4178	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	40	S23.1.1
函館国の子寮	(〒042-0958) 鈴蘭丘町38-7	柏倉 正	50-3267	社福) 函館国の子寮	社福) 函館国の子寮	60	S28.4.1

(14) 自立援助ホーム

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	認可年月日
ふくろうの家	(〒040-0021) 的場町16-8-2	佐藤 真奈美	54-6844	NPO)青少年の自立を 支える道南の会	NPO)青少年の自立を支 える道南の会	6	H17.10.1
サイド7	(〒041-0836) 山の手3-34-17	沙弥 和広	83-6485	NPO) シゴトシク北海道	NPO) シゴトシク北海道	6	H27.3.15

(15) 児童発達支援センター

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	認可年月日
うみのほし	(〒040-0022) 日乃出町27-3	檜原 永都子	56-1541	社福) 函館カトリック 社会福祉協会	社福) 函館カトリック 社会福祉協会	30	S50.5.28

(16) 児童家庭支援センター

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	設置年月日
児童家庭支援センター くるみ	(〒041-0803) 亀田中野町38-11	村瀬 優	46-5095	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	H14. 4. 1

(17) 母子・父子福祉センター

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	設置年月日
函館市総合福祉センター 母子・父子福祉センター	(〒040-0063) 若松町33-6	大槻 寅男	27-8047	市	指定管理者 (社福)函館市社会福祉協議会	H 6. 4. 1

(18) 生活館

施設名	所在地	館長	電話	設置	管理・運営	設置年月日
函館市根崎生活館	(〒042-0924) 根崎町556-2	鈴木 洋美	57-9014	市	指定管理者 (社福)函館市社会福祉協議会	S41. 8.20

子ども未来部の概要 令和5年度(2023年度)版
令和6年1月発行
編 集 函館市子ども未来部子ども企画課
函館市東雲町4番13号
発 行 函 館 市

この冊子は再生紙を使用しています